

# 武蔵野市学校教育計画

(平成22年度～26年度)

平成22年3月

武蔵野市教育委員会

## はじめに

現在、社会情勢や教育環境が急激に変化し、時代は大きな転換期にあります。そのような状況にあって、武蔵野市の学校教育については、教育の不易と流行を踏まえ、本市の特性を生かした市民の信頼に応える学校づくりが求められています。

武蔵野市教育委員会は、本市において、これまで実践してきた学校教育の現状を分析し、課題を整理する中で、今後5年間に本市が目指す学校教育の方向性を明らかにし、「武蔵野市学校教育計画」を策定しました。

その中で、本計画の基本理念を「知性・感性を磨き 未来を切り拓く 武蔵野の教育」と掲げ、それを具現化するため、「学びの基盤づくり」「知的好奇心を高める教育」「地域と協働した学校づくり」の3つの重点的な取組を定めました。

本市においては、豊かな文化的・教育的な環境を背景として、以前より、子どもたちの興味や関心を大切にし、主体的な学びを育てる教育を進めてきましたが、今回、この計画の基本理念を踏まえ、新たに「学びの基盤」や「知的好奇心の喚起」などの重点的な取組を加えました。豊かな学びを実践するためには、先ず、子どもたちの学ぶ意欲や心構え、生活のリズムを整えることなど、学びの基盤を確立することが大切です。そのうえで、子どもたちが、本物に直に触れ、直接体験の中で感動や新たな発見ができるよう知的好奇心を高める教育を推進することが、知性・感性を磨くためには重要であると考えました。

本計画を策定するにあたり、平成21年1月「武蔵野市教育基本計画（仮称）策定委員会」を設置し、協議・検討を重ねるとともに、昨年10月にまとめました中間報告に対するパブリックコメントを実施し、多くのご意見、ご提案をいただきました。

結びに当たりまして、本計画の策定にご協力いただきました策定委員並びに市民の皆様に心から感謝申し上げます。

今後、武蔵野市教育委員会は、本学校教育計画で掲げました理念を学校、家庭、地域と連携して実現して行きたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成22年3月

武蔵野市教育委員会

# 目 次

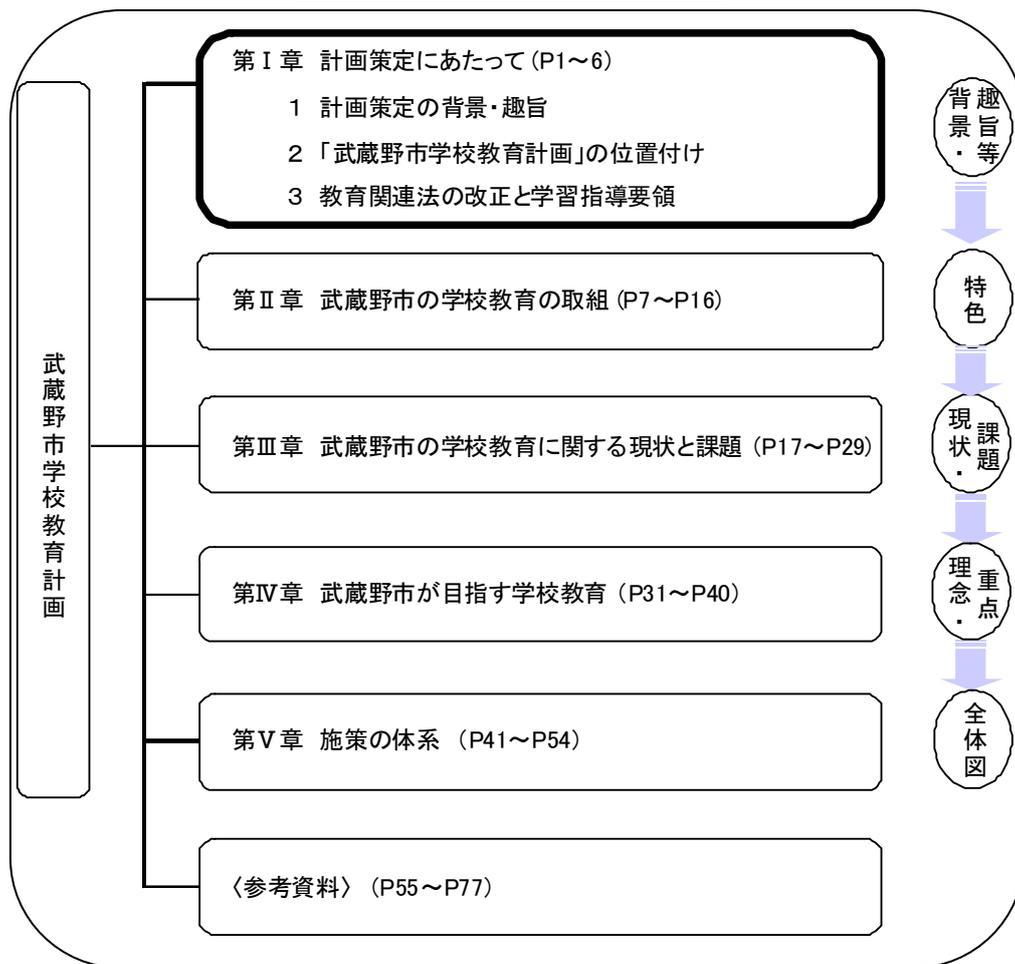
第Ⅰ章 計画策定にあたって	… 1
1 計画策定の背景・趣旨	… 3
2 「武蔵野市学校教育計画」の位置付け	… 4
3 教育関連法の改正と学習指導要領	… 5
第Ⅱ章 武蔵野市の学校教育の取組	… 7
1 特色ある教育活動	… 9
2 きめ細かな指導の充実	… 13
3 子どもたちの安全・安心に向けた取組	… 14
4 学校裁量予算制度を活用した学校経営	… 14
5 地域と連携した教育活動	… 15
第Ⅲ章 武蔵野市の学校教育に関する現状と課題	… 17
1 児童・生徒について	… 19
2 学校の状況について	… 28
第Ⅳ章 武蔵野市が目指す学校教育	… 31
1 基本理念	… 33
2 武蔵野市が進める重点的な取組	… 34
【重点1】学びの基盤づくり	… 34
【重点2】知的好奇心を高める教育の推進	… 37
【重点3】地域と協働した学校づくり	… 39
第Ⅴ章 施策の体系	… 41
Ⅰ 「生きる力」をはぐくむ教育	… 45
Ⅱ 学びの質を高める教育環境	… 51
Ⅲ 学校と地域が協働した教育	… 53
〈参考資料〉	… 55
1 武蔵野市教育基本計画(仮称)策定委員会設置要綱	… 57
2 策定委員名簿	… 59
3 これまでの討議内容	… 60
4 武蔵野市学校教育計画(中間報告)に対するパブリックコメント	… 62
5 用語解説	… 69

※ 本文中の(\*)が付いている用語については、69ページ以降の「〈参考資料〉5用語解説」に説明があります。

# 第 I 章 計画策定にあたって

この章では、本計画策定の背景・趣旨や位置付けについて、また教育関連法の改正に関する説明などを記載しています。

## ● 本計画の章立て ●



## 1 計画策定の背景・趣旨

近年、社会を取り巻く情勢は急速な変化を見せています。高度情報化によるネットワーク社会の到来は、世の中の仕組みを飛躍的に変化させました。地理的条件に制約されずに個人個人の価値観や情報を共有できるようになり、容易に自己表現の手段が得られるなど、価値観の共有化・多様化が進むとともに、経済のグローバル化に伴う国際競争は激しさを増しています。また、世界的な人口の増加や産業の発達、食糧やエネルギー問題を生み、温暖化など地球環境への懸念に対しても、改善に向けた取組を早急に進めなければなりません。

国内では、都市化の進展とともに少子化、高齢化が進み、経済性や利便性が追求される中、雇用形態は多様化し、人間関係の希薄化や、規範意識、倫理観の低下などが指摘されるようになりました。また、経済情勢の悪化に伴って雇用の不安定さが増し、経済格差が拡大するとともに、社会保障制度の問題が指摘されています。

こうした変化の激しい、不安定な社会は、子どもや家庭、地域にも影響を与えています。

子どもたちの学ぶ意欲や学力・体力の低下が指摘され、また、コミュニケーション力や規範意識が身に付いていない、といったことが問題となっています。共働き世帯の増加や保護者の労働の長時間化、ひとり親家庭の増加など家族形態も多様化する中で、家庭や地域の教育力が弱くなってきているとの指摘もあります。

このような社会状況の中で、平成18年12月、約60年ぶりに教育基本法が改正され、続けて学校教育法をはじめとする教育三法の改正、学習指導要領の改訂が行われました。

いま学校教育には、これからの変化の激しい時代を生きていくため、広い視野をもち、新たな時代を切り拓く力を育てていくことが求められています。

武蔵野市教育委員会では、社会情勢の変化や、教育基本法をはじめとする教育関連法の改正の趣旨を踏まえながら、本市における教育の現状と課題を整理するとともに、目指す方向性を明らかにするため、「武蔵野市学校教育計画」を策定いたしました。今後、本市の子どもたちが知性・感性を一層磨き、未来を切り拓いていく力を身に付けるよう、学校教育の充実を図っていきます。

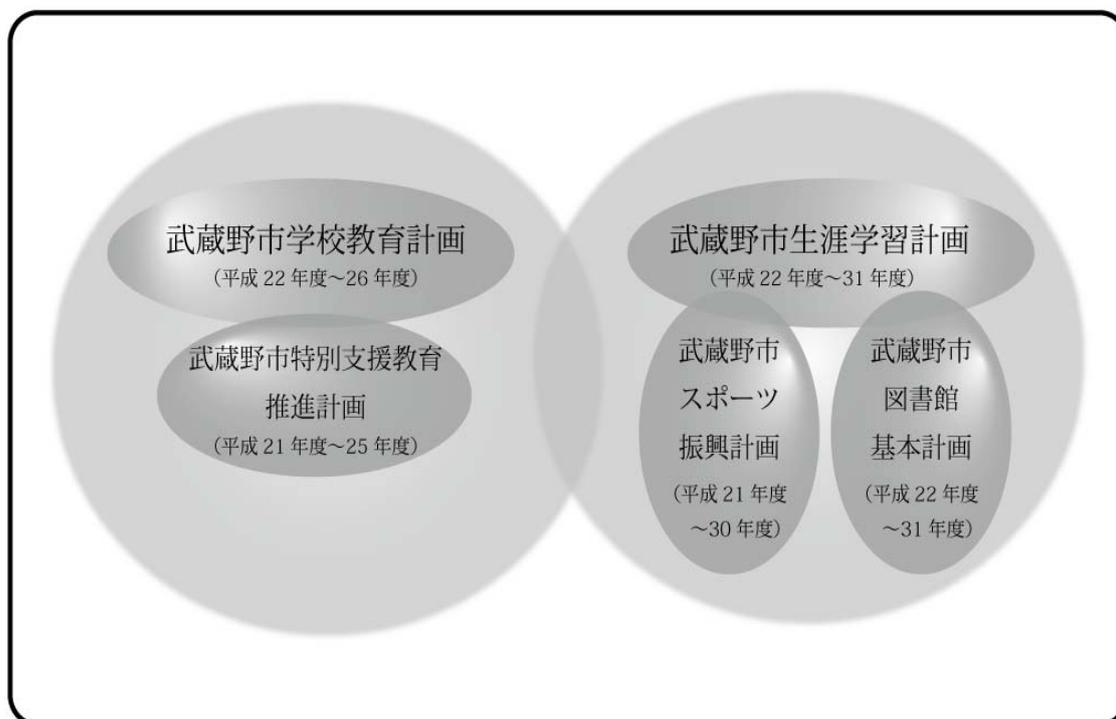
## 2 「武蔵野市学校教育計画」の位置付け

本計画は、武蔵野市第四期長期計画・調整計画(平成 20 年度～24 年度)の考え方を踏まえながら、平成 22 年度を初年度とする平成 26 年度までの5年間において、目指すべき学校教育の基本的方向性を示したものです。なお、特別支援教育については、既に「武蔵野市特別支援教育推進計画」を平成 20 年度に策定しており、詳細は当該計画によります。また、本年度、本計画と並行して武蔵野市生涯学習計画、図書館基本計画を策定しており、これらとの整合性を図りました。

さらに、本年度策定の第三次子どもプラン武蔵野(第四期長期計画・調整計画の分野別実施計画であり、次世代育成支援対策推進法に基づく後期市町村行動計画)との整合性も図っています。

なお、本計画については、国の教育施策の動向などを踏まえながら平成 26 年度までに見直しを行い、平成 27 年度に改定する予定です。

### 武蔵野市教育委員会における各計画の関係図



### 3 教育関連法の改正と学習指導要領

#### 3-1 教育基本法等教育関連法の改正

教育基本法は我が国教育の基本的な理念と原則を定める法律です。昭和 22 年 3 月に制定されて以降、教育を取り巻く環境が大きく変ったことから、時代の変化に対応するため、平成 18 年 12 月に改正されました。約 60 年ぶりに全面的な改正が行われたこととなります。

新しい教育基本法は、「人格の完成」や「個人の尊厳」など、これまでの教育基本法に掲げられてきた普遍的な理念は大切にしつつ、新しい時代の教育の基本理念を明示し、以下の育成を目指すとしています。

「知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間」

「公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民」

「我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人」

教育基本法の改正後、教育再生会議や中央教育審議会での審議を経て、「学校教育法」「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」「教育職員免許法等」のいわゆる教育三法が改正されました。この改正により、学校教育の目標と重点、学校の組織運営、教員免許更新制や指導力不足教員の扱い、教育委員会の責任の明確化など、これからの教育の方向と内容が具体的に示されたこととなります。

教育三法の主な改正ポイントは以下のとおりです。

#### ■学校教育法の改正

- 改正教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、新たに義務教育の目標を定めるとともに、幼稚園から大学までの各学校種の目的・目標を見直しました。
- 学校における組織運営体制や指導体制の確立を図るため、幼稚園、小・中学校等に副校長、主幹教諭、指導教諭という職を置くことができることとしました。
- 学校は、教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るために必要な措置を講ずることにより、教育水準の向上に努めることとしました。
- 学校は、保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携協力を推進するため、学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとしました。

**■地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正**

- ・ 地方教育行政の基本理念を明記するとともに、教育における国、教育委員会の責任を明確化しました。
- ・ 教育委員会は、学識経験者の知見の活用を図りながら、活動状況の点検・評価を行うとともにこれを公表することとしました。

**■教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正**

- ・ その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識・技能の修得を図り、教員が自信と誇りをもって教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指して、教員免許更新制が導入されました。
- ・ 教員全体の信頼性を向上させ、全国的な教育水準の維持を図る観点から、教員の資質の向上を図るための制度が強化されました。

**3-2 学習指導要領の改訂**

学習指導要領とは、教育基本法や学校教育法といった教育関連の法律や、中央教育審議会の答申を受けて文部科学大臣が定めるもので、すべての子どもに対して指導すべき内容を示す基準となるものです。この度の教育関連法の改正を受け、平成20年3月に改訂されました。

新学習指導要領は、小学校が平成23年度、中学校が平成24年度に全面実施となります。現在、本市においても移行期間の取組を進めているところです。

新しい学習指導要領は、子どもたちの「生きる力(\*1)」をこれまでより一層はぐくむことを目指し改訂されました。具体的には、次の3つの基本的な考え方をもとにしています。

- ①教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成する。
- ②知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視する。
- ③道徳教育や体育などの充実により、豊かな心と健やかな体を育成する。

学習指導要領では、小学校、中学校のそれぞれの各教科等の指導内容を学年段階に即して示しており、各学校は学習指導要領に基づいて教育課程(\*2)を編成します。学校教育は学習指導要領に基づいて編成された教育課程のもと、教育活動を実施することになります。

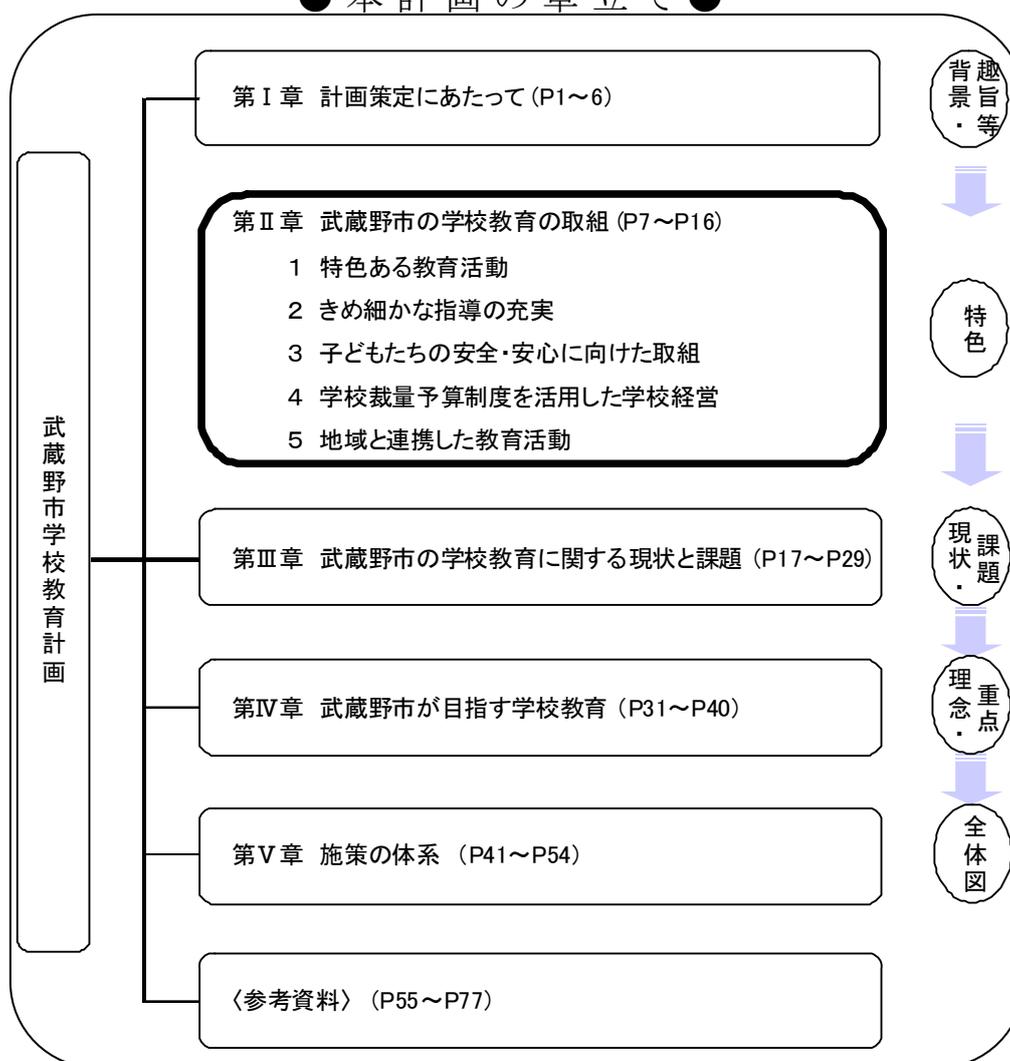
※ 本文中の(\*)が付いている用語については、69 ページ以降の「〈参考資料〉5用語解説」に説明があります。

## 第Ⅱ章 武蔵野市の学校教育の取組

この章では、本市学校教育が行っている特色ある取組について触れていきます。

各学校では、学習指導要領に基づいた教育活動を実施していますが、その活動が一層充実したものとなるよう、本市学校教育では、体験を重視した教育をはじめとした様々な特色ある取組を実践しています。

### ● 本計画の章立て ●



## 1 特色ある教育活動

本市では、平成14年11月より平成16年3月まで「武蔵野市学校教育のあり方検討委員会」を設置し、本市の学校教育の課題を整理するとともに、これからの学校教育の在り方について検討しました。検討委員会報告書「学びのまち『武蔵野』で育てよう」に基づいて、「身体・言語・自然」を重視した教育をキーワードに特色ある学校教育を実践してきました。

### 1-1 体験を重視した教育の実践

本市は都市部に位置しており、子どもたちは日常生活の中で、なかなか直接体験の場面が少ない実態があります。一方で、近年インターネットの急速な普及などにより、生活の中に間接体験の占める割合はますます増える傾向にあります。

このような状況において、生活体験や自然体験といった活動は、子どもたちに多くの直接体験の機会を与えることができる活動であり、その重要性は増えています。子どもたちは、自然と共生する態度、協調性や規範意識等様々な学びを体験活動より得ることができます。

本市の小・中学校では、特色ある体験活動の実践として、セカンドスクールを行っています。この事業は、子どもたちが自然豊かな農山漁村に滞在して行う長期宿泊体験活動として、教育課程に位置付けて行っているもので、平成7年度から市立全小学校第5学年を対象に始め、翌8年度からは市立全中学校第1学年にも対象を広げて実施しています。この取組を通じて、子どもたちは生活体験や自然体験の枠を越えて、多くのものを学んでいます。

## セカンドスクール

セカンドスクールは、通常の学校生活(ファーストスクール)では得難い自然体験や生活体験を補完するため、以下のねらいのもとに実施しています。

### 【セカンドスクールのねらい】

- ① 自然との触れ合いを通して、子どもたちの豊かな情操や感性をはぐくむとともに、子どもたちの知的好奇心や探究心を喚起し、課題解決への意欲や態度を培う。
- ② 長期にわたる宿泊体験を通し、生活自立に必要な知識・技能を身に付けるとともに、子どもたちの豊かな人間関係を育てる。
- ③ 子ども同士の協働により、自主性や協調性を育てるとともに、現地の方々との交流を通じて、進んで他者とかがわる力を培う。

子どもたちは、自然との触れ合いの中で豊かな情操や感性をはぐくみ、長期にわたる宿泊体験をとおして生活自立や自主性を身に付け、子ども同士の協働の中で協調性を培うなど、多くのものを学んでいます。また、農業体験や林業体験など、その土地の産業に触れる勤労体験的な学習も行っており、セカンドスクールでの経験は、子どもたちが成長していく過程において非常に大きな影響を与えるものとなっています。

セカンドスクールは、学校と受け入れ地域の関係者が協力し合うことで毎年円滑に実施されています。また、平成 18 年3月には「武蔵野市体験活動検討委員会」を設置し、セカンドスクール等のねらいや内容、実施上の課題について検証しました。このような協力・検証を経ながら改善を重ね、セカンドスクールは本市独自の特色ある教育活動として、子どもたちに多くの学びを与える活動となっています。

#### 平成 21 年度 セカンドスクールの実践例

小学校第5学年 6泊7日～8泊9日 長野県飯山市、新潟県魚沼市 ほか  
中学校第1学年 4泊5日 長野県安曇野市、新潟県十日町市 ほか

### 1-2 身近な自然を活用した教育の実践

本市では身近な自然を活用した活動も積極的に行っています。

小学校では、全校に設置している「学校ビオトープ(\*4)」を活用して季節ごとの植物や水辺の生き物の観察などを行い、自然の営みの不思議さや環境保全の大切さなどを学んでいます。

また、身近な自然に親しむ活動や生き物調べといった生活科や理科の授業において、独歩の森や境山野公園・緑地など地域の自然環境を積極的に活用しているほか、地域の方から農園を借りて行う無農薬の野菜作りや栽培活動といった教育も進めています。

この他にも、愛鳥モデル校として、井の頭公園で野鳥を定期的に観察する「探鳥会」を保護者・地域の方々と実施し、愛鳥、自然保護の意識を高める活動を行っている学校もあります。

このような、子どもたちが自然や生物と触れ合う活動を多く実践することにより、子どもたちの自然や生物に対する見方・考え方などが深まり、豊かな心がはぐくまれています。

### 1-3 読書活動の推進

本市が行ってきた特色ある取組のひとつとして、読書活動の推進が挙げられます。各教科における取組に加え、朝読書や読書週間を教育課程に位置付けて実施するほか、市立図書館と連携した「読書の動機づけ指導」を行っています。

「読書の動機づけ指導」は、小学校第3学年を対象に、講師が読書指導の本を紹介するとともに、保護者・講師・図書館員で子どもの読書活動などについて話し合う事業で、昭和42年より行われている活動です。紹介された本は学校に寄贈され、その後各校の読書活動に生かされています。

このほかにも、学校図書室に図書室サポーター(\*3)を配置して蔵書管理や子どもたちへの本の紹介を行うほか、保護者や地域のボランティアの方による読み聞かせを行うなど、様々な活動をとおして子どもたちに読書の楽しさを伝えています。

さらに、子どもたちの文芸活動を奨励し、優れた文芸作品を顕彰することを目的に、「子ども文芸賞」を平成18年度より実施しています。この事業は読書活動を含めた言語活動の充実を目的としたもので、4つの部門(「小説、童話又は随筆」部門、「詩」部門、「俳句又は短歌」部門、「読書感想作品」部門)からなり、子どもたちの豊かな感性や創作力を引き出すきっかけにもなっています。平成21年度の応募数は、1,698作品にも上り、質の高い作品も多く応募されるようになりました。

#### 1-4 文化・芸術に触れる機会の充実

本市では、子どもたちが音楽や演劇に触れる機会を多くもてるよう努めるとともに、子どもたちの文化・芸術活動への取組を奨励し、発表・交流の場を設けています。

本市の特徴的な取組として、「オーケストラ鑑賞教室」、「演劇鑑賞教室」が挙げられます。

「オーケストラ鑑賞教室」は、秀でた音楽に触れることで、子どもたちが音楽のもつ素晴らしさを知るとともに、通常の音楽の授業への興味・関心を高めることを目的として実施しています。この事業は武蔵野市民文化会館を会場にオーケストラの演奏を聴き、それぞれの楽器の演奏法や指揮者の役割などを学習するなど、子どもたちの心に残るよう、工夫を重ねながら実施しています。

また、「演劇鑑賞教室」は、子どもたちが劇団員による質の高い演劇を鑑賞することで、演劇の楽しさ、素晴らしさを味わい、文化や芸術に対する理解と関心をより一層深めることを目的として実施しています。この事業は武蔵野市民文化会館を会場とし、人物の動作やセリフを学習しながら演劇を鑑賞することで、子どもたちが演劇のもつ楽しさを十分に味わえるよう取り組んでいます。

この他にも、吹奏楽や合唱などの音楽活動が盛んに行われています。毎年3月には、市立小・中学校の合唱クラブや吹奏楽クラブといった課外クラブに所属する児童・生徒が一堂に会して、日頃の練習の成果を発表する場として「青少年コーラス・ジョイントコンサート(\*5)」や「ジュニアバンド・ジョイントコンサート(\*6)」を実施しています。これらのジョイントコンサートは、出演児童・生徒の保護者のみならず、地域住民や卒業生も鑑賞に訪れる中での発表となり、子どもたちにとって貴重な体験の場となっています。

#### 1-5 体力向上に向けた取組の実践

子どもたちの体力向上へ向けた特色ある取組としては、「市内中学校総合体育大会」や「ランニングフェスティバル」といった、市域全体を対象とした事業が挙げられます。これらの事業は、教育委員会と学校との連携のもと行われており、各校ではこれらの事業を目標にしながら、体力向上へ向けた取組を行っています。

「市内中学校総合体育大会」は平成 21 年度に 45 回目を迎えました。市内の市立中学校6校、都立・私立中学校7校が参加し、毎年夏から秋にかけてバスケットボールやバレーボール、サッカー、陸上、剣道、水泳など 12 種目の競技を武蔵野陸上競技場や武蔵野総合体育館、各学校を会場に実施しています。この大会は、市内の公・私立中学校の生徒がお互いに親睦を深めながら、日ごろの練習の成果を発揮し合う、活気のある大会となっています。

「ランニングフェスティバル」は平成 21 年度で4回目となります。子どもたちが走ることの

楽しさや素晴らしさを体験するとともに、体力の向上を図り、健全な精神を養うことを目的として開催しています。当初は、亜細亜大学の駅伝チームやトップアスリートを招いて共に走ることを体験するイベントとして始め、子どもたちがスポーツに対する興味や関心を抱くことを重視していましたが、現在では、子どもたちの日常的な取組をとおして培ってきた力を発揮する場となるよう、少しずつ内容を変えてきています。

## 2 きめ細かな指導の充実

今、学校教育においては、子どもの学力の2極化や学習意欲の低下、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする子への組織的な対応等、様々な課題が指摘されています。そのような中、本市では各学校において、個に応じたきめ細かな指導の充実に努めています。それを支援するため、教育委員会は学習指導員(\*7)をはじめとした指導員、補助員等を学校に配置しています。

「学習指導員」を子どもたちの確かな学力の定着・向上を目的に配置し、担任と役割を分担して授業を行っています。一斉授業におけるチームティーチング(\*8)や、少人数指導など学級の枠を超えた学習集団の弾力的編制による指導を行うことにより、個に応じたきめ細かな指導を充実しています。また、平日の放課後や土曜日に実施される「学習支援教室(\*9)」の指導も行っています。

教員が子どもたちの興味や関心を高める質の高い授業を実践できるよう、理科の高い専門性をもつ「小学校理科専科教員(\*10)」を配置し、授業において担任の補助を行っています。

「図書室サポーター」を全校に配置し、図書室の環境整備及び児童・生徒の図書室利用を支援するとともに、図書室を活用した授業の補助を行っています。子どもたちの読書に対する関心にもきめ細かく応えることができ、言語活動の充実に役立っています。

この他にも、特別支援教育に関する校内体制の充実や子どもたちの個別指導計画作成への指導・助言等を行うことを目的に「専門家スタッフ(\*11)」、「教育支援センター相談員(\*12)」の派遣を行っています。また、学習につまずきのある子どもたちや、コミュニケーションに課題のある子どもたちの個に応じたきめ細かな支援を行うために、「ティーチングアシスタント(TA)(\*13)」や「サポートスタッフ(SS)(\*14)」を配置しています。

このような様々な指導員・補助員等の配置は、各校の教員の指導力とあいまって、本市の学校教育の質の向上につながっています。

### 3 子どもたちの安全・安心に向けた取組

本市では、子どもたちの安全・安心を守るため、多くの取組を行っています。

学校施設については、平成 18 年度に実施した耐震診断の結果、耐震補強工事が必要と判断された学校施設について、平成 20・21 年度に耐震補強工事を実施し、小・中学校全校の耐震補強工事を完了しました。また、平成 17 年度までに小・中学校全校に防犯カメラの設置を終え、平成 21 年度には小・中学校全校に緊急地震速報システムを導入するなど、子どもたちの安全・安心を守るための整備を着実に進めています。

学校では、小学校全校で子どもたちが自ら地域の危ない場所を確認することをおして、それを地図に落としこんだ「地域安全マップ」を作成するほか、武蔵野警察署等の協力を得てセーフティ教室を実施するなどの様々な取組を行っています。セーフティ教室では、知らない人に声をかけられた時の対処の仕方から、携帯電話等を使った犯罪の防止策、薬物乱用の防止など、子どもたちが身近に存在する様々な危険に対して適切な行動がとれるような能力を身に付けさせています。

また、PTA や青少年問題協議会地区委員会、地域の有志の方に腕章を付けていただき、登下校時を中心に見守りやパトロールを実施するとともに、子どもたちが 1 人で帰ることがないように学年ごとに下校時刻を揃えています。

このほかにも市安全対策課所管のホワイトイーグル(\*15)と連携するなど、子どもたちが学校生活を安全に、安心して過ごせるよう取組を充実しています。

### 4 学校裁量予算制度を活用した学校経営

学校は、地域や子どもたちの実態に応じた特色ある学校づくりを進めることが求められています。各学校では校長のリーダーシップのもと、地域の教育力の活用などをおして「豊かな情操や感性をはぐくむ教育」や「子どもたち一人ひとりの個性を伸ばす教育」の実践に取り組んでいます。

本市では、各学校の特色ある学校経営の実践を支援する取組として、学校裁量予算制度を実施しています。この制度は、学校の自主性・自律性の確立を予算面から支援し、各校が特色ある学校経営を展開できるよう、学校予算編成における校長の裁量権限の拡大を図るもので、平成 19 年度予算編成より試行を重ね、平成 22 年度予算編成より本格的に実施しました。

学校裁量予算の対象となる経費は、少人数指導の講師報酬やティーチングアシスタン

ト指導員謝礼、総合的な学習の時間指導員謝礼といった人件費関連予算をはじめ、学校管理にかかる消耗品費、郵便料や委託料、教具等購入費など幅広く、平成 21 年度予算では総額2億 6,604 万円(1校あたり平均 1,478 万円)となっています。

対象経費の中には削ることのできない費用も多く、必ずしもダイナミックに予算を組替えることはできませんが、ティーチングアシスタント指導員謝礼を増額したり、消耗品費に手厚く配当したり、また複数年度を見越した上で計画的に単年度予算を編成したりするなど、それぞれの学校で工夫を凝らし、特色のある教育活動につなげています。

## 5 地域と連携した教育活動

### 5-1 学校と地域との連携

本市では、地域が学校に対して協力的で、学校と地域が一体となって子どもたちを見守り、育てていくという基盤ができています。前述した子どもの登下校時の見守りやパトロールをはじめ、図書の時間や朝読書の時間に保護者による読み聞かせの実施、「セーフティ教室」などの学校行事への地域の協力、「むさしのジャンボリー(\*16)」や「ふれあいサロン(\*17)」の開催、災害時を想定して地域のお父さん方が主体となって行う校内宿泊体験等の実施、地域の方々と一緒に取り組む堆肥づくりなど、日常の取組から行事まで、様々な形で学校と地域が連携して子どもたちを育てています。

また、各学校からは保護者や地域へ向けた情報発信を行っています。学校公開(\*18)をはじめ、「学校だより」の発行、ホームページを活用した情報提供など、積極的に情報を発信するとともに地域からの意見を反映することで、よりよい学校教育の実現を目指していきます。

### 5-2 豊かな教育資源

本市の特色として、地域の豊かな教育資源を有していることが挙げられます。各学校は、専門的な知識や技能をもった地域の方々や大学・企業の教育力を生かした教育活動を進めています。日本獣医生命科学大学の大学院生による理科授業の支援や、亜細亜大学の外国人学生による国際理解教育の授業支援、また東京ガス株式会社や東京電力株式

会社による環境教育の実践などをはじめとして、市内の紙芝居一座による武蔵野を題材とした手づくり紙芝居や、福祉の会の方々による「昔遊び」の紹介、近隣の飲食店や、自動車整備工場、精米店やクリーニング店などの協力を得ながら実施している職場体験、部活動への外部指導員の配置など、こうした地域人材・資源の活用により、地域に根ざした豊かな教育活動を行っています。

### 5-3 開かれた学校づくり協議会

各学校には、学校運営の一層の充実を図るために、「武蔵野市開かれた学校づくり協議会(\*19)」(以下「協議会」という。)が設置されています。この協議会は地域の有識者や保護者などが委員となり、各校8名程度で構成されています。学校運営に関して地域や保護者等から広く意見を求め、地域社会に開かれた特色ある学校づくりを行っていくことを目的としています。そのため、学校を支援する役割に加えて、学校評価にかかわります。

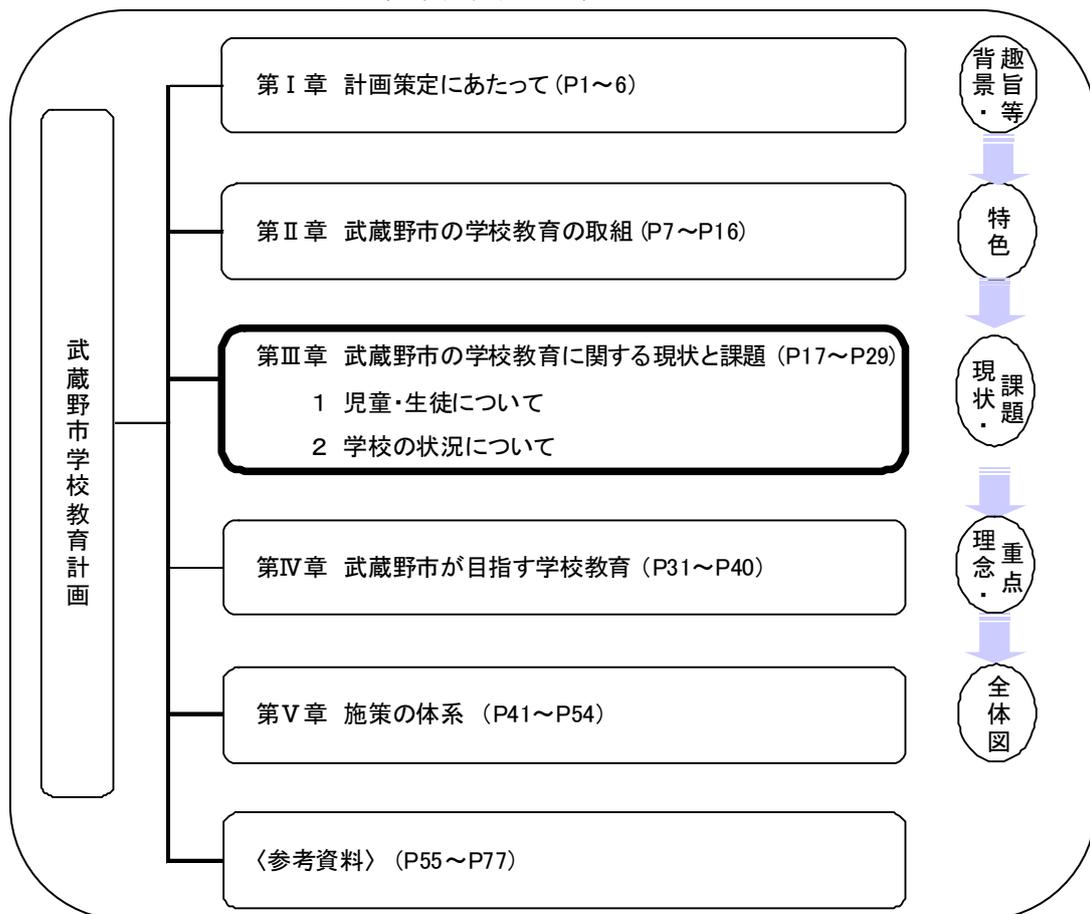
平成 21 年度には、各協議会の代表者が集まる「武蔵野市開かれた学校づくり協議会代表者会」(以下「代表者会」という。)を新たに設置しました。この代表者会は各校の情報を共有することを目的としています。今後この代表者会がベースとなって学校支援のネットワークの構築が進み、地域と連携した教育活動が一層活性化することを目指しています。

### 第三章 武蔵野市の学校教育に関する現状と課題

この章では、本市学校教育の現状と課題について触れていきます。

本市の子どもたちの学力や心、体について、また学校の状況について、平成 21 年度「全国学力・学習状況調査(\*20)」結果や平成 20 年度「武蔵野市小・中学校体力調査(\*21)」結果などのデータも織り交ぜながら示していきます。

#### ● 本計画の章立て ●



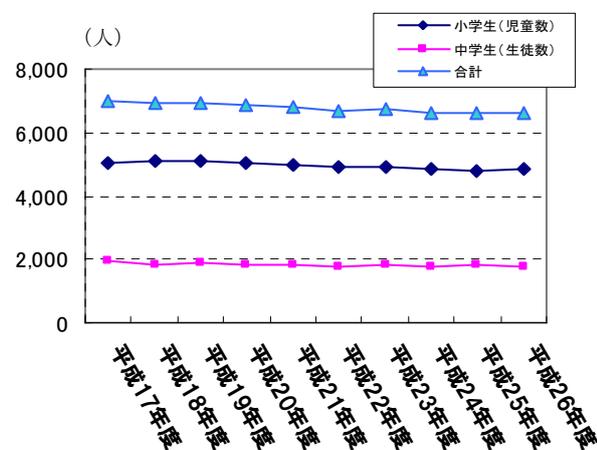
## 1 児童・生徒について

### 1-1 児童・生徒数の推移

市立小・中学校に在籍する児童・生徒数の推移を見ると、小学生は昭和 55 年度の 10,499 人をピークに、中学生は昭和 61 年度の 4,540 人をピークにほぼ一貫して減少を続け、平成 21 年には小学生 4,961 人、中学生 1,849 人となっています(各年度5月1日現在の児童数、特別支援学級在籍児童数含む)。しかし、ここ最近の5年間でみるとほぼ横ばいです。東京都教育委員会による推計値では、平成 26 年度までの間はほぼ横ばいもしくは微減が見込まれ、平成 26 年度に小学生 4,827 人、中学生 1,762 人と推計されています(図表1)。

このことから、本市の児童・生徒数とそれに伴う学級数については、今後も急激な変動はなく、減少傾向にあるものの比較的安定した状態が続くと想定されます。

【図表 1 : 市立小・中学校児童・生徒数の推移】



資料) 平成 21 年度までは 5 月 1 日現在の実績値、平成 22 年度以降は東京都教育委員会推計値より作成。

※各年度 5 月 1 日現在の児童数、特別支援学級在籍児童数含む。

1-2 子どもたちの学力について

平成21年度の全国学力・学習状況調査等の結果(図表2)によると、本市の児童・生徒は、小学校第6学年と中学校第3学年のいずれも、主に知識を測る問題(国語A、算数・数学A)、主に活用力を測る問題(国語B、算数・数学B)ともに、全国及び東京都の平均を上回っています。特に、小学校第6学年と中学校第3学年の国語A、小学校第6学年の算数A、中学校第3学年の国語Bについては、平均正答率が75%を上回っており、相当数の児童・生徒が今回出題された学習内容を理解していると考えられます。

一方、平成19年度調査より全国的な傾向として指摘されていることですが、知識を測る問題と活用力を測る問題の正答率の差が大きいことから、知識・技能を活用する力に課題があると考えられます。日頃の授業の中で、児童・生徒が基礎的・基本的な内容を確実に身に付けるだけでなく、問題解決学習や体験学習等とおして思考力、判断力、表現力等を育成していくことが必要です。

また、これも全国的な傾向として指摘されているところですが、本市においても学年が進むにつれて上位層と下位層の分布が2極化する傾向が見られます。

このような傾向を改善していくためには、児童・生徒一人ひとりが学習内容をしっかりと理解できているか、確認しながら授業を進めていくことが大切です。「学習に関する意識調査」等によると、本市の子どもたちは学習に対する関心や向上心が比較的高く、授業態度もおおむね良好という結果が出ていますので、子どもたちの学ぶ意欲をさらに高めていけるよう、「学習指導員」をはじめとした人材を活用しながら、児童・生徒に対して個に応じたきめ細かな指導をこれまで以上に充実させていくことが重要です。

**【図表2：学力の状況】**

平均正答率(%)			
教科名	小学校第6学年		
	武蔵野市	東京都(公立)	全国(公立)
国語A	<b>77.4</b>	71.6	69.9
国語B	<b>61.1</b>	53.6	50.5
算数A	<b>84.4</b>	79.7	78.7
算数B	<b>64.5</b>	58.7	54.8

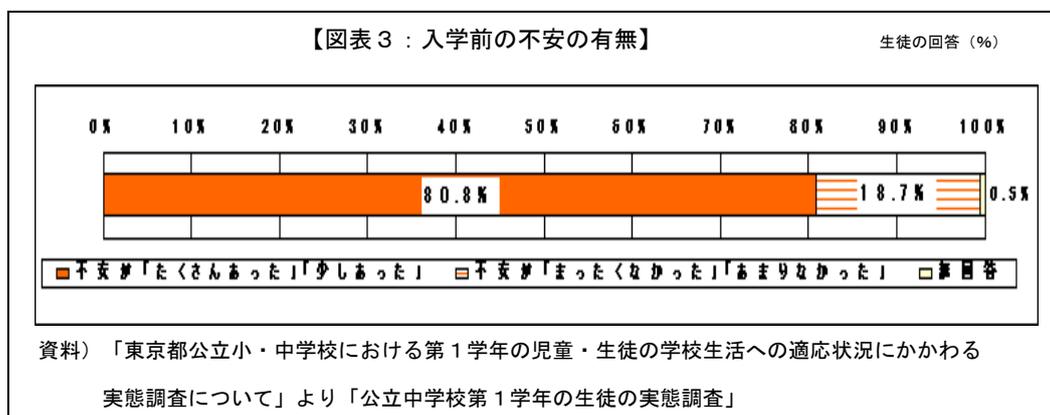
平均正答率(%)			
教科名	中学校第3学年		
	武蔵野市	東京都(公立)	全国(公立)
国語A	<b>80.3</b>	77.0	77.0
国語B	<b>77.1</b>	73.8	74.5
数学A	<b>70.4</b>	62.6	62.7
数学B	<b>64.4</b>	56.8	56.9

資料)平成21年度 「全国学力・学習状況調査」

### ● 小・中学校間における連携について ●

平成 21 年 11 月 12 日、東京都教育委員会より「東京都公立小・中学校における第1学年の児童・生徒の学校生活への適応状況にかかわる実態調査」の結果発表がありました。その中の「公立中学校第1学年の生徒の実態調査」によると、都内の入学前の生徒のうち、80.8%が新しい環境での学校生活に対して不安を持っているという結果が出ています(図表3)。

本市では、小学生が中学校における生活を事前に知ることで、不安なく中学へ移行できるよう、小・中学校の連携強化を進めています。小・中学校間での連携では、中学校区のブロックごとに教員相互の情報交換・共有、教育課程内において小学生の中学校での授業体験、小学生への中学校教員による出前授業等を実施しています。また、学校公開の中で、小学生に対して部活動体験を行っている中学校もあります。



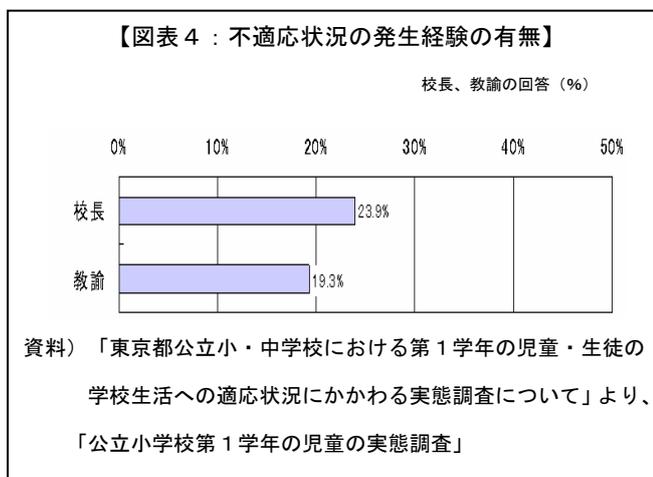
### ● 就学前教育との連携について ●

「東京都公立小・中学校における第1学年の児童・生徒の学校生活への適応状況にかかわる実態調査」では、「公立小学校第1学年の児童の実態調査」も行われました。調査対象となった都内の校長(1,313名)のうち23.9%、教諭(1,313名)のうち19.3%が、小学校第1学年について「不適応状況(\*22)の発生経験がある」と回答しています(図表4)。

不適応状況が起こる原因については、家庭や地域の教育力も含め様々な要因が言われています。この不適応状況は「小1プロブレム」と言われており、実態調査の結果から多くの学校が抱えている問題であることがわかります。

本市の市立小学校第1学年の学級では、おおむね安定した学級運営が行われていますが、子どもたちが小学校という新しい環境に早くなじみ、落ち着いて授業を受けられるよう、今後も学校教育での取組を進めていく必要があります。

現在、本市では幼稚園・保育園と小学校との接続をスムーズに行うために、幼稚園教員と小学校教員間や、保育園保育士と小学校教員間で連絡会を開催するほか、年長園児が小学校での生活を体験するなど、連携を進めています。これからも幼稚園・保育園と小学校の連携を密にしていくことが大切です。



1-3 子どもたちの心について

本市では、子どもたちの豊かな心をはぐくむため、道徳教育をはじめ、セカンドスクールなどの自然体験、勤労体験やボランティア体験等を行っています。また、第Ⅱ章でも触れたとおり、読書活動等を通じた言語教育や、演劇鑑賞教室やオーケストラ鑑賞教室等の文化・芸術に触れる機会の充実にも積極的に取り組んでいます。このように本市の子どもたちは、学校での各教科の授業に加えて多くの体験活動等に取り組んでおり、様々な体験等を通じて感性豊かに育つ機会に恵まれています。

子どもたちは成長の過程において、人間関係に関する悩みや、自己有用感(\*23)がなかなかもてないといった悩みを抱えやすい時期があります。図表5によると、「自分には、よいところがあると思いますか」という問い

に対し、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた小学生は79.3%と、東京都の74.0%や、全国の74.6%を上回っており、中学生も63.1%と、東京都の61.6%や全国の61.2%を上回っています。また、「学校で友達に会うのは楽しいと思いますか」という問いに対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた小学生は96.6%と、東京都の96.0%を上回り、全国の96.5%とほぼ同様、中学生は94.0%であり、東京都の93.9%とほぼ同様、全国の94.7%をやや下回っています。

この調査結果において、東京都や全国との比較の上では良好であると言えますが、今後も子どもたちが集

団生活の中で他者とのかかわりを学ぶと同時に、そのかかわりの中で自己を見つめ、抱える悩みを自ら解決していけるよう、これまでの取組を継続していく必要があります。

**【図表5：子どもたちの心について】**

質問：「自分には、よいところがあると思いますか」  
(単位：%)

選択肢		1	2	3	4	5	6
		当てはまる	どちらかといえば、当てはまる	どちらかといえば、当てはまらない	当てはまらない	その他	無回答
小学校 第6学年	武蔵野市	38.1	41.2	15.0	5.4	0.0	0.2
	東京都(公立)	33.2	40.8	18.2	7.6	0.0	0.1
	全国(公立)	32.3	42.3	18.2	7.1	0.0	0.1
中学校 第3学年	武蔵野市	20.5	42.6	26.6	10.1	0.0	0.2
	東京都(公立)	20.0	41.6	26.5	11.7	0.0	0.2
	全国(公立)	18.8	42.4	27.7	10.9	0.0	0.2

質問：「学校で友達に会うのは楽しいと思いますか」  
(単位：%)

選択肢		1	2	3	4	5	6
		そう思う	どちらかといえば、そう思う	どちらかといえば、そう思わない	そう思わない	その他	無回答
小学校 第6学年	武蔵野市	83.6	13.0	2.1	1.2	0.0	0.1
	東京都(公立)	82.6	13.4	2.7	1.2	0.0	0.1
	全国(公立)	83.6	12.9	2.4	1.1	0.0	0.0
中学校 第3学年	武蔵野市	72.2	21.8	3.8	2.0	0.0	0.2
	東京都(公立)	74.1	19.8	3.9	2.2	0.0	0.1
	全国(公立)	75.8	18.9	3.5	1.8	0.0	0.1

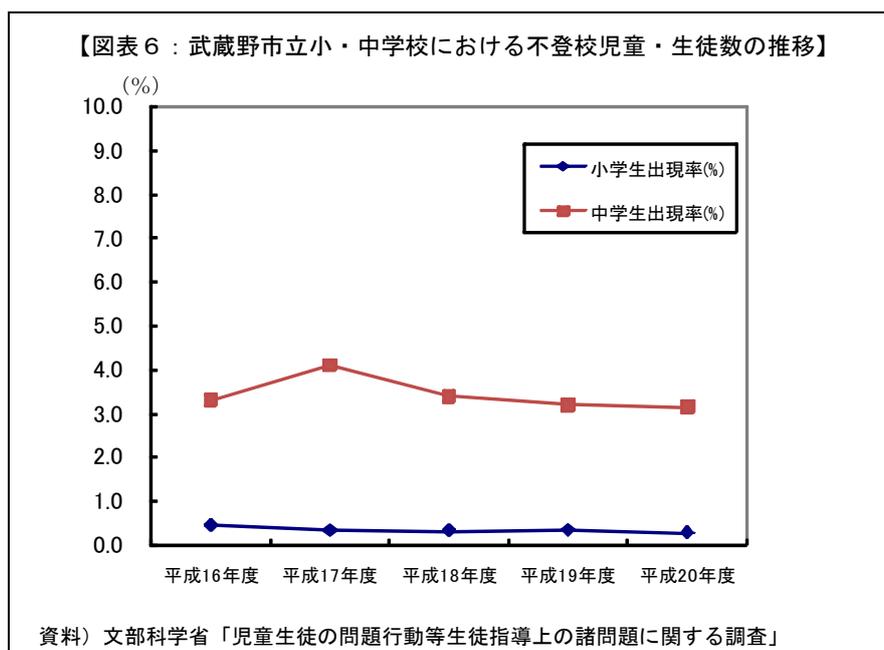
資料) 平成21年度全国学力・学習調査より  
「生活習慣や学習環境に関する質問紙調査」結果

また、携帯電話やインターネットの利便性が高まり、子どもたちが気軽に利用できる環境が整ってくることにともない、これらを利用したハイテク犯罪やネットいじめ等の問題がマスコミなどにも大きく取り上げられるようになってきました。子どもたちが、携帯電話やインターネット上には様々な情報が溢れており、その中には危険性の高いものも潜んでいることを理解した上で、上手にこれらと付き合っていけるよう、家庭や地域と連携しながら教育を進め、また必要に応じて警察等の関係機関と連携しながら実効的な対応策を取っていく必要があります。

### ● 不登校児童・生徒の状況 ●

本市の不登校児童・生徒の状況は、小学校はこの数年間はほぼ横ばい、中学校においては、3年連続減少という結果が出てきています(図表6)。こうした不登校児童・生徒数減少の要因として、各学校のきめ細かな対応はもとより、小学校では平成17年度から、また中学校では平成19年度から始めた、教育支援センターの派遣相談員(臨床心理士)の配置効果が現れてきたことも考えられます。

また、本市では不登校児童・生徒が通級するための「チャレンジルーム」を設置しています。ここでは、臨床心理士や教職経験者などを配置し、子どもたちの学校復帰や社会的自立に向け、学力や進度に合わせた個別の学習支援や生活リズムをつくるまでの指導などを行っております。



いじめについて

いじめに対する対応としては、未然防止と早期対応の徹底が重要です。

本市では、まず各学校において、管理職や生活指導担当を中心とした組織的な生活指導体制を確立して実態把握を徹底しており、さらに家庭・地域・関係機関と連携した「いじめ対策連絡会議」(\*24)および「サポートチーム」(\*25)を必要に応じて設置する体制をとっています。

また、図表7によると、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた小学生は95.8%であり、東京都93.5%、全国94.9%を上回る結果となっていますが、中学生は83.6%であり、東京都88.3%、全国90.3%を下回る結果となっています。特に中学生について、東京都や全国との開きが大きいことには留意する必要があります。

今後も引き続き学校における指導体制を強化するとともに、道徳教育などを通じた教育の充実や、長期宿泊体験による共同生活などを通じて他者との関わりを学ぶ取組を充実していく必要があります。

【図表7：いじめに対する意識について】

質問：「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」  
(単位：%)

選択肢		1	2	3	4	5	6
		当てはまる	どちらかといえば、当てはまる	どちらかといえば、当てはまらない	(全く)当てはまらない	その他	無回答
小学校 第6学年	武蔵野市	73.2	22.6	3.4	0.6	0.0	0.1
	東京都(公立)	71.5	22.0	4.8	1.6	0.1	0.1
	全国(公立)	76.6	18.3	3.7	1.3	0.0	0.1
中学校 第3学年	武蔵野市	47.9	35.7	11.1	5.0	0.0	0.3
	東京都(公立)	57.8	30.5	8.5	3.0	0.0	0.2
	全国(公立)	61.9	28.4	7.2	2.3	0.0	0.2

※選択肢4：小学生「当てはまらない」、中学生「全く当てはまらない」

資料) 平成21年度全国学力・学習調査より

「生活習慣や学習環境に関する質問紙調査」結果

#### 1-4 子どもたちの体について

子どもたちの体の健やかな成長のためには、その基本となる体力をつけることが大切です。

体力については、平成14年9月の中央教育審議会答申「子どもの体力向上のための総合的な方策について」において、「体力は、人間の発達・成長を支え、人として創造的な活動をするために必要不可欠なものである。したがって、体力は、人が知性を磨き、知力を働かせて活動をしていく源である。また、体力は、生活をする上での気力の源でもあり、体力・知力・気力が一体となって、人としての活動が行われていく。このように、体力は『生きる力』の極めて重要な要素となるものである。」として、その重要性がうたわれています。そして、この体力は、運動、栄養、休養という3つの要素をバランスよくとることによって備えることができると考えます。

しかし、全国的な傾向として昭和60年ごろから子どもたちの体力・運動能力の低下傾向が続き、最近10年間の比較では上昇傾向の兆しもみられるものの、依然として昭和60年ごろと比べると低い水準にあります。

本市においても全国と同様の傾向が見られることから、体育の授業の充実や体育朝会の実施、第II章で紹介しました「市内中学校総合体育大会」や「ランニングフェスティバル」の開催などを通じて、これまで体力の向上に努めてきました。これらの取組の成果もあり、平成20年度「武蔵野市小・中学校体力調査」結果では、「反復横跳び」や「持久走」など、いくつかの種目で前回調査(平成17年度)時点より上昇傾向が見られました。

しかし、東京都全体の状況でも指摘されているように、全国との比較では、いくつかの種目において平均を下回るものがあります(図表8)。

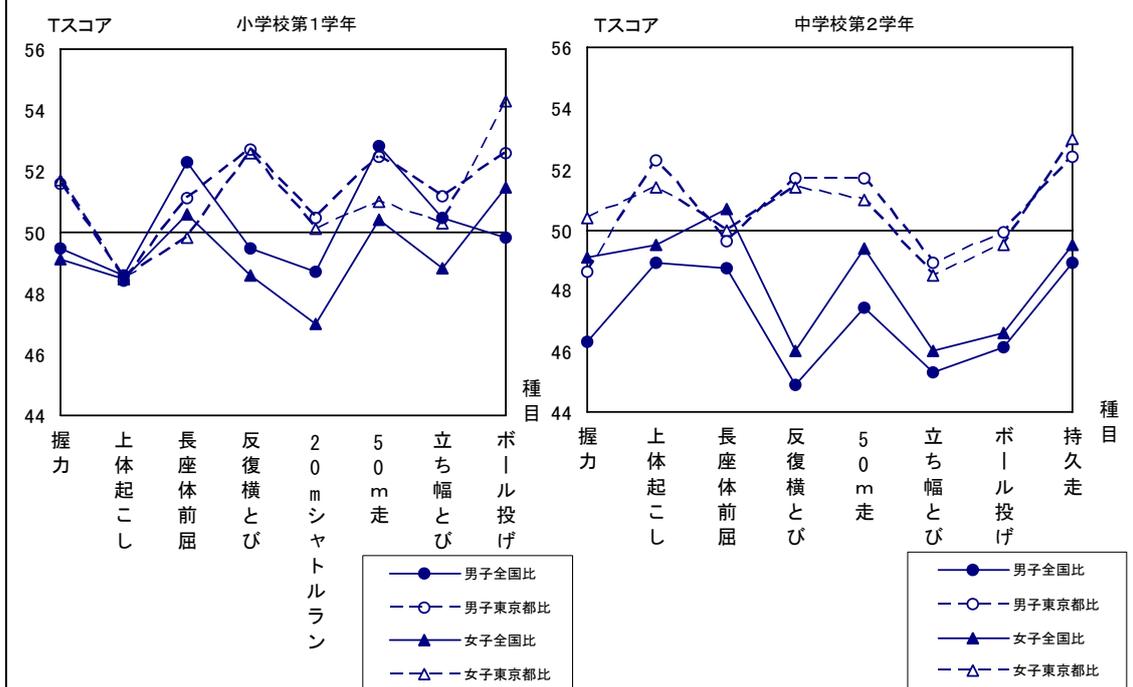
今後、全国の平均値をひとつの目安としながら、体力の向上を目指してこれまでの取組を引き続き行っていくとともに、日常生活の中で体を積極的に動かす機会を多くもたせる工夫が必要です。

体力づくりの要素のひとつである栄養については、単に栄養摂取という面にとどまらず、食事についての正しい理解を深め、望ましい食習慣を養うことが課題になってきます。社会状況の変化に伴い家庭の食生活が変化する中で、朝食欠食や孤食、子どもの肥満傾向などが指摘され、食育基本法の制定、学校給食法の改正などを経て、食育は重要な教育課題のひとつとして位置づけられてきています。本市においても、中学校給食の実施を契機とし、小・中学校9年間をとおした食育をいっそう充実していく必要があります。

もうひとつの要素である休養は比較的見過ごされがちですが、健康・体力づくりにとっては大きな要素であります。全国学力・学習状況調査質問紙の結果(図表9)によると、普段(月～金曜日)7時間以上の睡眠をとっている小学生は91.0%で、東京都90.2%、全国91.9%とほぼ同様の値ですが、中学生は57.0%であり、東京都64.0%、全国62.8%より低い傾向がみられます。

特に中学生とその家庭に対して、十分な休養・睡眠の重要性を伝えていく取組が必要です。健康・体づくりの基本である、運動、食事、休養は密接に結びついており、これらをバランスよくとるためには、規則正しい生活習慣を確立することが重要であるということを、子どもに指導するとともに、様々な機会を通じて保護者や地域の方々に伝えていくことも大切と考えています。

【図表8：こどもたちの体力について】



Tスコア（偏差値）による比較：  
 50m走とポール投げのように、測定単位の違う調査項目を比較・検討する場合に、単位を共通の尺度に換算することが必要であり、そのための尺度として、Tスコアを活用しています。武蔵野市が全国及び東京都と同じレベルの場合、Tスコアは50となります。武蔵野市が全国や東京都より上回る場合は、Tスコアは、50よりも大きくなります。

資料) 平成 20 年度武蔵野市立小・中学校体力調査報告書

【図表9：こどもたちの睡眠時間について】

質問：「普段(月～金曜日)，1日にどれくらいの時間，睡眠をとることが最も多いですか」  
 (単位：%)

選択肢		1	2	3	4	5	6	7	8
		10時間以上	9時間以上、10時間より少ない	8時間以上、9時間より少ない	7時間以上、8時間より少ない	6時間以上、7時間より少ない	6時間より少ない	その他	無回答
小学校 第6学年	武蔵野市	5.1	26.8	37.5	21.6	7.8	1.0	0.0	0.1
	東京都(公立)	7.5	27.6	35.5	19.6	7.5	2.1	0.1	0.0
	全国(公立)	7.3	29.1	37.9	17.6	6.2	1.7	0.1	0.0
中学校 第3学年	武蔵野市	1.3	3.5	15.5	36.7	30.2	12.1	0.0	0.7
	東京都(公立)	1.5	4.8	20.1	37.6	26.8	9.0	0.1	0.1
	全国(公立)	1.3	4.5	19.4	37.6	28.4	8.7	0.1	0.1

資料) 平成 21 年度全国学力・学習状況調査より「生活習慣や学習環境に関する質問紙調査」結果

## 2 学校の状況について

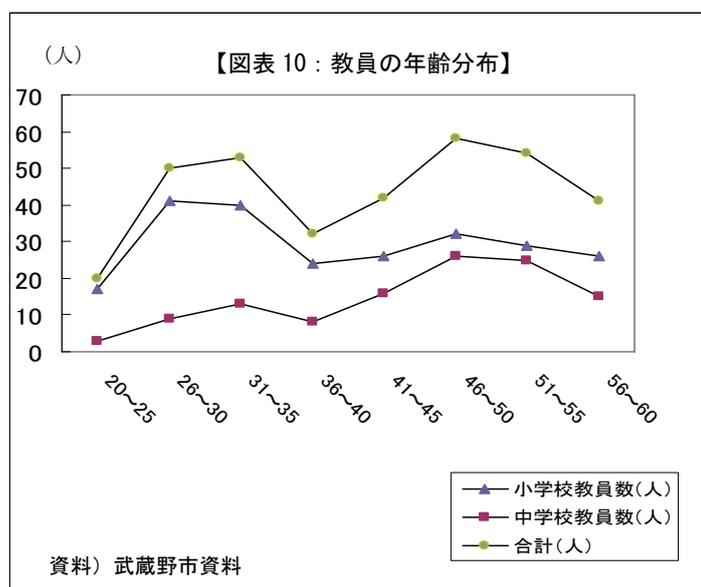
### 2-1 学校施設・教員・組織の状況について

本市には、市立小学校が12校、市立中学校が6校あります。昭和30年代から40年代に建てられた校舎もありますが、今まで計画的に保全工事を行ってきました。また、耐震基準が不足する校舎については、平成20・21年度にかけ耐震補強工事を実施いたしました。今後も引き続き、必要な改修を行い保全に努めていきます。

現在学校が抱える問題として、団塊世代の教員の大量退職に伴って、教員の年齢構成の急速な若年化が進んでいることが挙げられます。

これは東京都全体の傾向でもありますが、本市においては 教職経験4年目以内の教員が全体の約20%を占めています

(図表10)。若手教員の中には、経験の少なさから授業や学級経営等に課題が見られる場面も見られますので、学校教育に高い専門性をもつ教育アドバイザーを配置して定期的に授業観察等や面談を行い、指導力の向上を目指しています。若手教員の指導力の育成・向上が喫緊の重要課題であることから、初任者をはじめ2～4年次教員を対象とした授業研究や、校内



でのOJT(実践に即した研修)(\*26)による指導育成の取組を強化する必要があります。

学校教育法の改正により、学校の組織運営体制や指導体制の確立を図るため、副校長、主幹教諭、指導教諭などの新たな職を設置することができるようになりました。

本市では、平成15年度より東京都の制度に基づいて主幹制度(\*27)を導入し、組織力の向上に取り組んできました。しかし、学校教育の課題は多様化するとともにますます複雑になっており、学校が組織としてより一体性をもって取り組んでいく必要性が高まってきました。

このような状況に対応するため、法改正の趣旨も踏まえ、平成20年度より主任教諭(\*28)を設置しました。主任教諭の設置により、学校内の双方向・組織コミュニケーションの向上が図られるとともに、若手教諭への支援・助言を組織的に行う体制ができたこととなります。

校長のリーダーシップのもと、それを支える副校長、主幹教諭、主任教諭が一体となり、学校が抱える様々な教育課題に迅速に且つ的確に対応できるよう、組織力の強化を進めているところです。

## 2-2 学校と地域との連携について

近年、地域が学校を支援する仕組みを制度として導入する学校支援地域本部(\*29)や、地域という枠を越えて学校を選択する学校選択制(\*30)などの教育制度の改変が一部自治体で進んでいます。

本市においては、第Ⅱ章で触れたとおり、保護者や地域の学校教育への関心は高く、学校運営にも協力的です。子どもたちを学校だけではなく、地域の中で育てていくという視点から、現在学区制をとっています。

また、これまで築いてきた学校と地域との良好な関係を大切にしながら、より質の高い教育活動の実践を目指して学校教育を進めているところです。

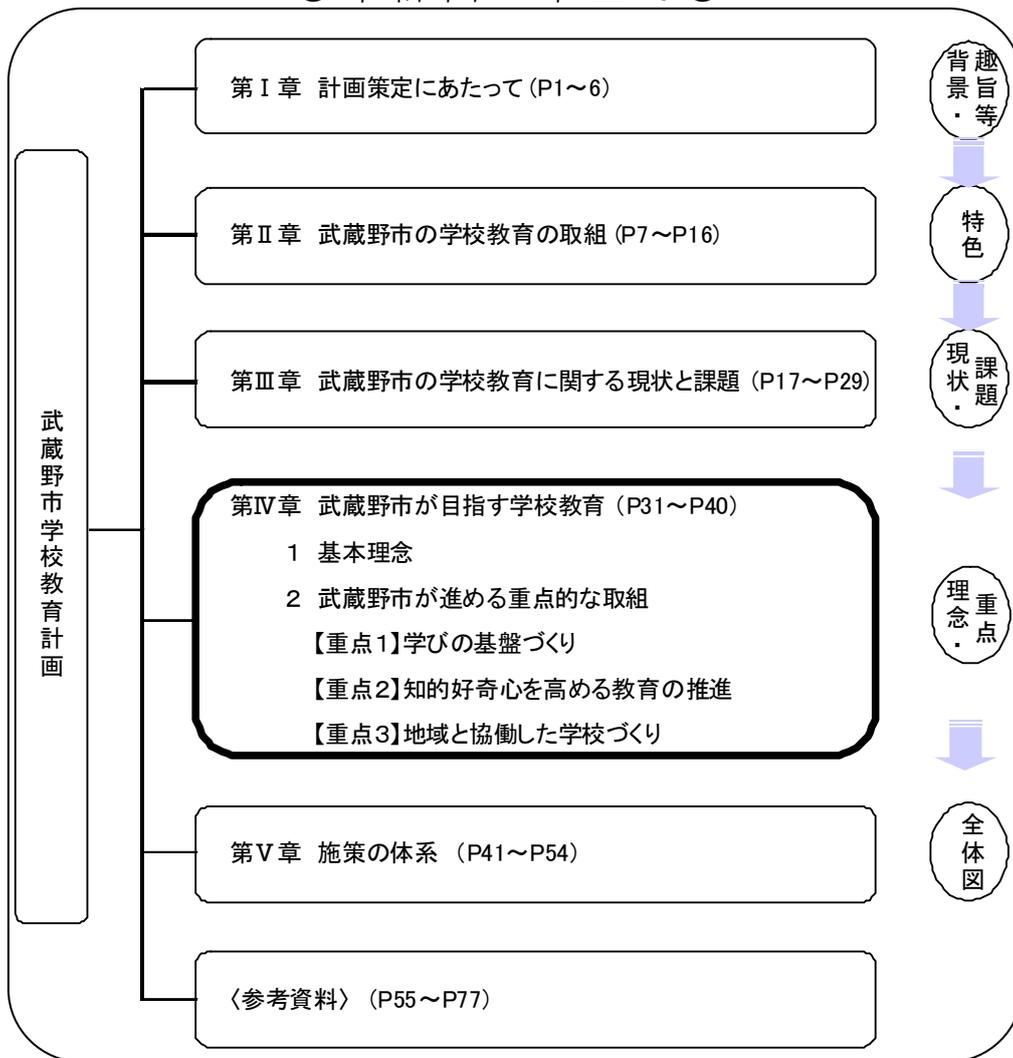
これからも学校が地域と連携した教育を進めていくために、学校公開でのアンケートや懇談会など、機会があるごとに保護者や地域の方々から意見をいただきながら、本市の特性を踏まえた教育の在り方について研究を進めていきます。

## 第Ⅳ章 武蔵野市が目指す学校教育

この章では、本市学校教育が今後5年間にわたり目指していく方向性を示すための基本理念を定めます。

その上で、基本理念を実現するための重点的な取組として、「**学びの基盤づくり**」、「**知的好奇心を高める教育の推進**」、「**地域と協働した学校づくり**」という視点から、それぞれ具体的に取り組む事業を示します。

### ● 本計画の章立て ●



## 1 基本理念

「知性・感性を磨き

未来を切り拓く

武蔵野の教育」

私たちが生きる世界は今大きく変わろうとしています。私たちは歴史の転換点にさしかかっているといっても過言ではありません。既成の価値観だけでは解決できない様々な問題が生じ、社会の在り方が問われる中、新しい時代が模索されています。

このような歴史の転換期にあつて、次代を担う若者には、社会に強い関心を持ち、積極的にこれからの時代を切り拓いていく意欲と共に、社会をデザインする豊かな知性や感性を身に付けることが望まれます。

しかしながら、社会に関心をもたず、他者へのかかわりを回避する若者の存在も指摘されています。これからの社会を担っていく若者が社会への関心をもたず、社会を運営していく力もないとしたら社会の先行きは不安です。

私たちは、武蔵野市で育つ子どもたち一人ひとりが、生きる力を培い、互いに協力して、これからの時代を切り拓いて行って欲しいと願っています。

本市ではこれまで、豊かな知性や感性の育成を基盤として子どもたちの生きる力を培う様々な教育活動を推進してきました。

子どもたちの知性や感性を磨くために、学校での学習活動のみならず地域の大学・企業と連携し、サイエンスフェスタ等子どもたちの知的好奇心を高める活動を実施するとともに、セカンドスクールに代表される自然体験や文化・芸術体験等、本物に触れ、新鮮な感動を得る活動を進めてきました。これらの活動を通じて子どもたちに豊かな人間関係も醸成されています。

子どもたちは、具体的な体験や事物とのかかわりを通して感動したり、驚いたりしながら、「なぜ、どうして」と互いの考えを深める中で実際の生活や社会、自然の在り方を学びます。

そして、そこで得た知識や考え方を基に実生活の様々な課題に取り組むことを通じて、社会への関心が培われて行きます。

これら特色ある教育活動を踏まえ、子どもたちが自然や社会の現実に触れる体験活動を重視しながら、本市の豊かな文化的・教育的環境の中で知性や感性を磨き、未来を切り拓く力を培っていけるよう、教育活動の一層の充実を図っていきます。

## 2 武蔵野市が進める重点的な取組

基本理念を実現するため、本市では、今後5年間の重点的な取組として、「**学びの基盤づくり**」「**知的好奇心を高める教育の推進**」「**地域と協働した学校づくり**」を行っていきます。

高い潜在能力をもつ子どもたちに知的好奇心を高める教育を実践するため、学びの基盤を確立するとともに、本市の特性を生かした地域と協働した教育を展開していきます。

### 【重点1】 学びの基盤づくり

豊かな学びを実践していくためには、その土台となる基盤づくりが大切です。学びの基盤とは、学び手としての子どもたちの意欲や心構え、基本的な学習習慣や生活習慣といったものから、子どもたちの学びを育てる教員の授業力、学校の施設や設備などを指し、学びを深めていく上で必要なことを広く「基盤」と捉えています。

本市では、まず学びの基盤づくりに重点を置き、基礎・基本の定着を図りながら、子どもたちのもつ資質・能力そして可能性を伸ばしていきます。

「学びの基盤づくり」を推進するため、以下の取組を重点的に実施します。

#### ○ 授業改善（基礎的・基本的な知識・技能の習得）の推進

市独自の学力調査等の結果をもとに、子どもたちの学習の状況を的確に把握し、各学校が作成する「授業改善推進プラン(\*31)」が実態に即したものとなるよう支援するとともに、指導主事や教育アドバイザー(\*32)が授業観察をとおして具体的に指導・助言するなど授業改善の推進を図ります。

○ 少人数教育(\*33)の推進

児童・生徒一人ひとりにきめ細かな指導を行うため、学習指導員制度を活用した少人数指導を推進するとともに、少人数教育の在り方についても研究を進めます。

○ 家庭と連携した学習習慣・生活習慣の確立

子どもたちの学習習慣・生活習慣を確立するため、学校と家庭との連携を進めます。学校公開、保護者会などを通じて家庭への働きかけを充実します。

○ 教員研修の充実

子どもたちの学ぶ意欲を引き出せるよう、教員の授業力の向上に努めます。

教員の経験と職層に応じたこれまでの研修内容を検証し、充実させることにより、教員の資質・能力の向上を図ります。また、各学校の取組として、OJTによる若手教員への指導・助言を充実させるとともに、校内研修を推進する授業研究リーダー教員(\*34)を養成します。

○ 教育センターの検討

これまで学校単位で取り組んできた研究成果等を集約し、教員の資質の向上及び、各学校の業務の効率化を図るため、以下の機能などを併せもった教育センターの設置について検討します。

- ・ 優れた教材等教育に関する情報の集積
- ・ 新たな教育課題に向けての調査・研究
- ・ 教員の研修機能や相談機能の充実
- ・ 地域の人材等を活用した学校支援に関するコーディネート機能

○ ICT機器(\*35)を活用した教育の推進

子どもたちの興味・関心を高める教育を行うため、ICT機器を活用した授業について研究を進めます。ICT活用モデル校を指定して授業を実施するとともに、その成果を活用事例集にまとめ、教員のICT活用スキルを高めます。

○ 教員用PCネットワークの構築

教員用PCを整備することで校務の効率化を図り、教員が児童・生徒と向き合う時間を確保します。また、ネットワークの構築により、学校間・教員間における教育用コンテンツ等の教材をはじめ、情報の共有化を図ります。

項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
<b>授業改善（基礎的・基本的な知識・技能の習得）の推進</b>	市独自の学力調査の実施・分析・活用 授業改善推進プラン事例集作成		授業改善推進プランの改善・充実		
<b>少人数教育の推進</b>	少人数教育の研究・充実	学習指導員制度を活用した少人数指導の検証	学習指導員制度を活用した少人数指導の充実 少人数教育の検証・充実		
<b>家庭と連携した学習習慣・生活習慣の確立</b>	「保護者向け資料」の作成・配付 連携の在り方についての研究	家庭と連携した学習習慣・生活習慣の取組の実施	「保護者向け資料」の検証・充実 家庭と連携した取組の検証・充実		
<b>教員研修の充実</b>	新学習指導要領への対応研修の実施 OJTの充実 授業研究リーダー教員の養成 現研修制度の検証	新学習指導要領への対応研修の実施 OJTの充実 授業研究リーダー教員の養成 現研修制度の充実	新学習指導要領に応じた授業の充実 OJTの検証・充実 授業研究リーダー教員養成の検証・充実		
<b>教育センターの検討</b>	教育センターの検討・準備委員会設置			教育センターの開設準備	
<b>ICT機器を活用した教育の推進</b>	夏季コンピュータ研修の実施 ICT活用モデル校の指定・研究(小学校)	夏季コンピュータ研修の検証・充実 ICT活用モデル校の指定・研究(中学校)	ICT活用研修の実施 ICT活用事例集の作成	ICT活用推進	
<b>教員用PCネットワークの構築</b>	校務支援ソフト導入・活用研修 教員用PCネットワーク構築	学校情報システムの完全実施 教員用PCの活用			

## 【重点2】 知的好奇心を高める教育の推進

本市の子どもたち一人ひとりがもつ知性・感性をさらに伸ばしていくため、子どもたちの知的好奇心を高める教育を実践します。

子どもたちが自ら学ぶ意欲をもち、様々なことに興味や関心をもって取り組むよう、知的好奇心を喚起する魅力的な授業や本物に触れる授業の実践、さらにはセカンドスクール等による体験活動の一層の充実を図っていきます。

また、地域の大学や企業等の豊かな教育資源も生かしながら、本市の特色ある教育を推進します。

「知的好奇心を高める教育」を推進するため、以下の取組を重点的に実施します。

### ○ 授業改善（思考力・判断力・表現力をはぐくむ指導）の推進

教育研究校を指定し、積極的に指導主事や外部講師がかかわる中で、研究の実践を進めるとともに、その成果と課題を他校に周知し、共有化を図ります。

また、授業研究リーダー研修会(\*36)をとおして、子どもたちの思考力・判断力・表現力等をはぐくむ新たな指導方法を教員が身に付けることにより、子どもたちに魅力ある授業を展開します。

### ○ 理科専科教員の小学校全校配置

理科教育に関する専門性や指導力の高い人材を小学校高学年に配置することで、質の高い実験等を行い、子どもたちに魅力ある授業を行います。また教員とのチーム・ティーチングにより、きめ細かな指導を充実します。

### ○ 大学・企業との連携ネットワークづくり

理科教育について、大学や企業との連携を進め、子どもたちの科学に対する興味・関心を高める授業を全市的に展開します。そのために、大学・企業との連携のネットワーク化について研究します。

○ セカンドスクールの充実

本市の特色ある教育活動であるセカンドスクールについて、各学校の取組を、小・中学校9年間を見通す中でその達成目標に照らして再検証し、活動内容の一層の充実を図ります。

子どもたちがセカンドスクールで学んだことを、その後の教育活動で引き続き高めていけるよう、ファーストスクールとの関連性について検証します。

○ 図書館等市内施設の活用

市立図書館や吉祥寺美術館、市民文化会館等の文化施設を学校教育に有効活用し、子どもたちの文化・芸術に触れる機会を一層充実します。

項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
授業改善（思考力・判断力・表現力をはぐくむ指導）の推進	教育課題研究開発校の指定・研究支援				
	授業研究リーダー研修会の検証・充実	授業研究リーダー研修会の充実			
理科専科教員の小学校全校配置	理科専科教員小学校10校配置	理科専科教員小学校全校配置	理科授業の充実		
市内大学・企業との連携ネットワークづくり	市内大学・企業連携事業の拡充（連携授業小3校・中1校）		市内大学・企業連携事業の拡充（連携授業校小4校・中3校）		市内大学・企業連携事業の拡充（連携授業校小6校・中4校）
セカンドスクールの充実	セカンドスクール取組の検証	体験活動の検討・充実			
図書館等市内施設の活用	図書館等、連携事業の実施	図書館等、連携事業の拡大	図書館等、連携事業の充実		

### 【重点3】 地域と協働した学校づくり

これまでの学校と地域との良好な関係を大切にしながら、地域住民との協働や地域の豊かな教育資源の活用を図るとともに、積極的に学校教育を地域に開き、学校と地域の関係をこれまで以上に充実していきます。

「地域と協働した学校づくり」を推進するため、以下の取組を重点的に実施します。

#### ○ 「開かれた学校づくり協議会、代表者会」の充実

学校の教育活動への支援・参画の充実のため、「開かれた学校づくり協議会」の役割を見直し、学校運営への参画を図ります。

また、「開かれた学校づくり協議会代表者会」についても機能を充実させ、全市的な視点から、本市の学校教育について協議します。

#### ○ 学校支援ネットワーク体制の研究

これまで学校ごとに活用していた地域人材・企業等について、情報を一元化し、地域の教育力を本市学校教育全体で活用するためのネットワーク体制の研究を進めるとともに、体制構築の準備をします。

#### ○ 情報発信の充実

地域との協働を実現するため、学校を地域に積極的に開いていきます。

そのために、これまで行ってきた学校だよりやホームページによる情報発信をはじめ、新たにケーブルテレビ等のメディアも加え、様々な方法で学校の情報を発信し、地域との相互理解に努めていきます。

#### ○ 地域と連携した安全・安心の取組の推進

保護者や青少年問題協議会地区委員会等の協力による、登下校の見守りや防災活動の実施等、地域ぐるみで子どもの安全を守る体制を充実します。

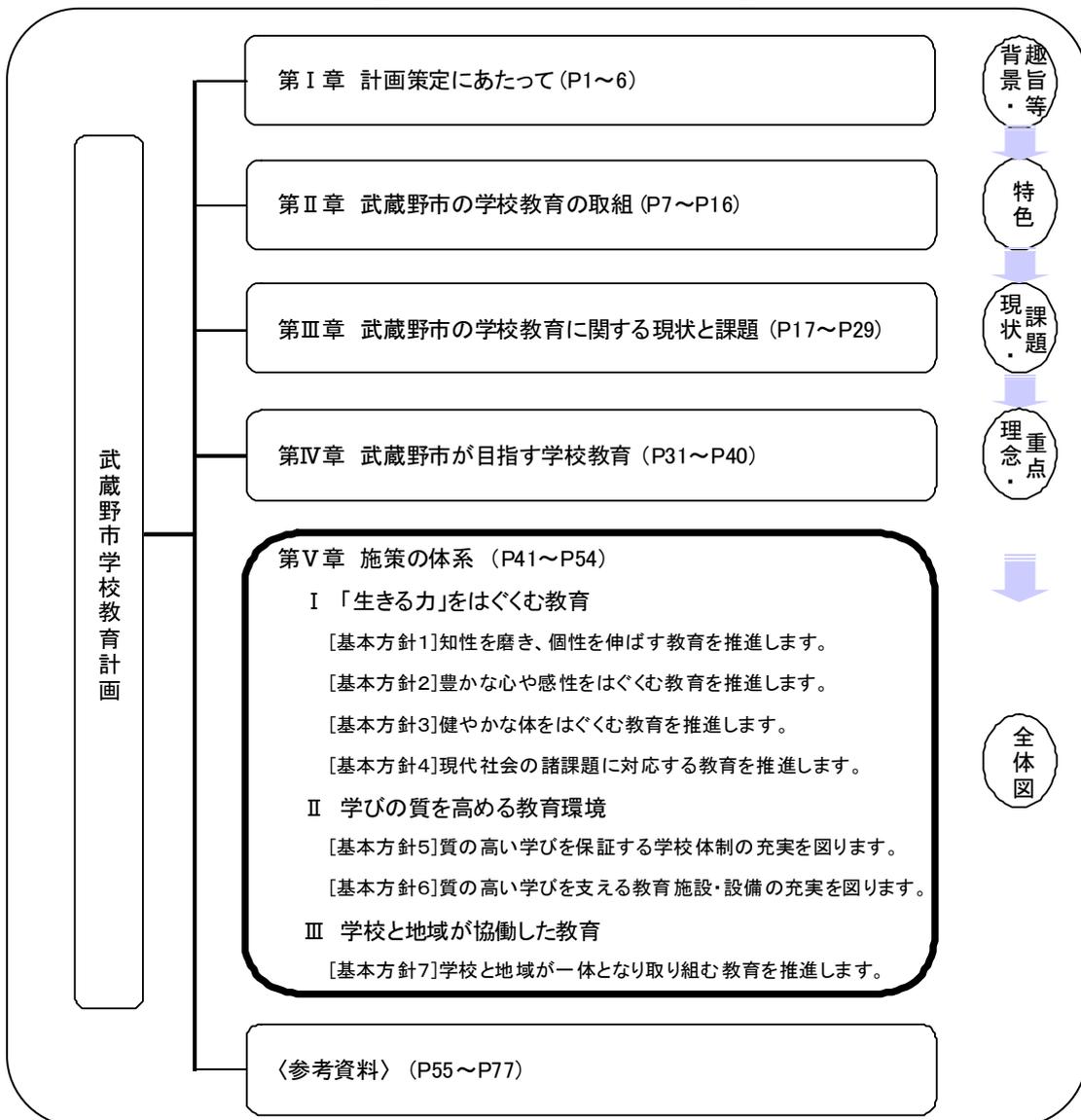
項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
<b>「開かれた学校づくり協議会、代表者会」の充実</b>	開かれた学校づくり協議会の充実 (新たな仕組みづくりの研究)		武蔵野版学校支援・参画組織の構築		
<b>学校支援ネットワーク体制の研究</b>	学校支援ネットワーク体制の研究・検討	地域の教育力の情報の一元化	学校支援ネットワーク体制構築準備		
<b>情報発信の充実</b>	学校ホームページ等の充実				
	学校情報の発信方法の研究	外部メディアの活用検討	外部メディアを活用した情報発信の試行		
<b>地域と連携した安全・安心の取組の推進</b>	登下校の見守り等の充実				
	防災活動連携等の検討	防災活動連携の取組の実施			

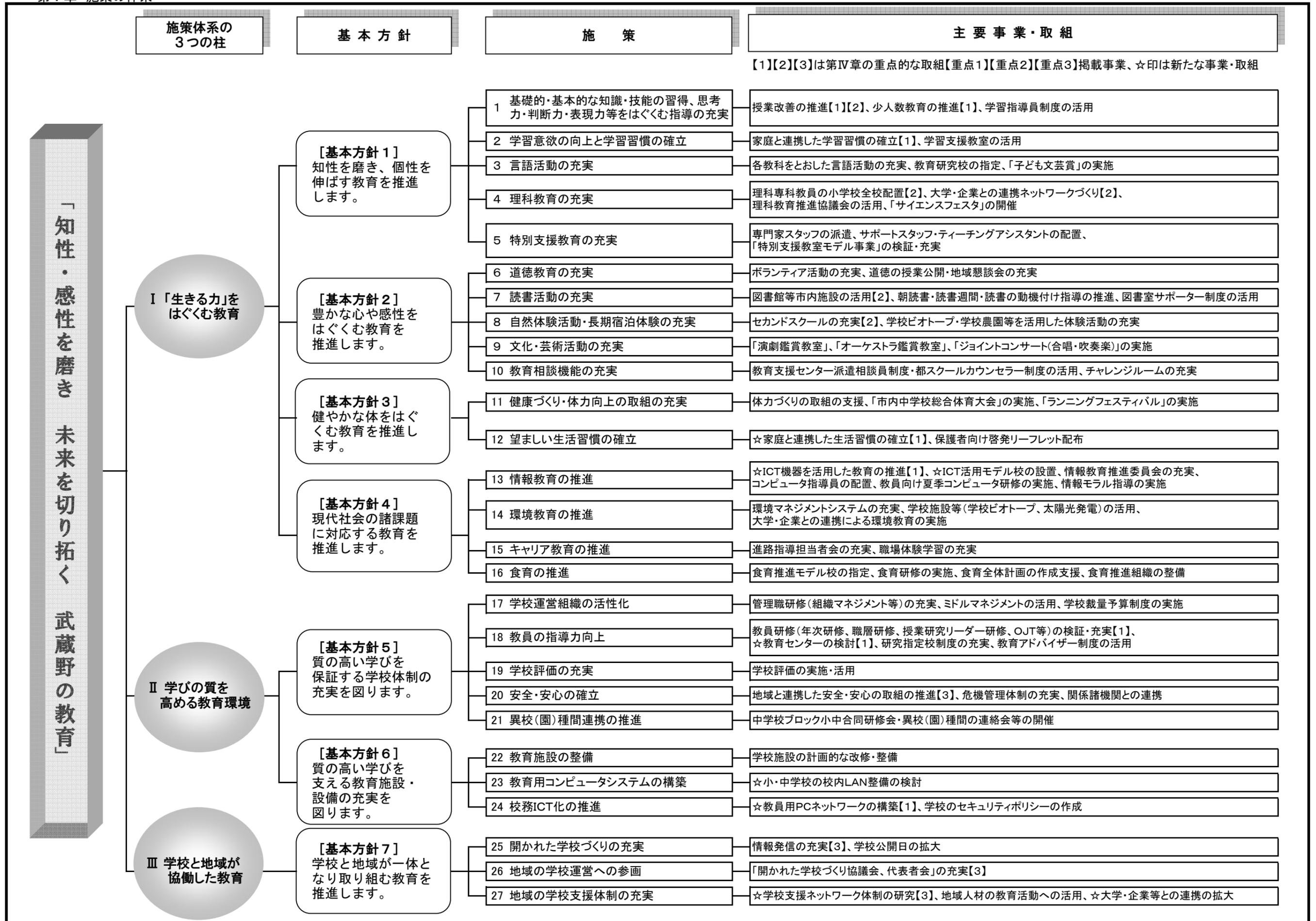
## 第V章 施策の体系

この章では、本市学校教育が行う施策や事業について、第IV章で掲載した重点的な取組も含めて体系化しました。

「Ⅰ『生きる力』をはぐくむ教育」、「Ⅱ学びの質を高める教育環境」、「Ⅲ学校と地域が協働した教育」を3つの柱とし、7つの基本方針及び27の施策に体系化するとともに、その具体的な取組内容を示します。

### ● 本計画の章立て ●





【1】【2】【3】は第四章の重点的な取組【重点1】【重点2】【重点3】掲載事業、☆印は新たな事業・取組

「知性・感性を磨き 未来を切り拓く 武蔵野の教育」

**I 「生きる力」をはぐくむ教育**

激しく変化する社会の中で、子どもたちが主体的に生きていくためには、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」をはぐくむことが求められます。子どもたち一人ひとりが知性を磨き、豊かな心や健やかな体をはぐくむことにより、様々な状況に柔軟に対応でき、他者との良好な人間関係を築くことのできる人に成長していく教育の実現を目指します。子どもたちが、社会の一員としての自覚をもち、将来に夢や希望をもって力強く歩んでいける力を培っていきます。

**[基本方針1] 知性を磨き、個性を伸ばす教育を推進します。**

基礎的・基本的な知識や技能を身に付け、それを活用できるよう、思考力・判断力・表現力等を育成します。また、知的活動(論理や思考)及びコミュニケーションの基礎となる言語活動を充実するとともに、科学的資質・能力を引き出すため、理科教育の充実を図ります。

子どもたち一人ひとりの個性と創造力を伸ばす教育を推進するため、個に応じたきめ細かな指導を充実するとともに、体験的な学習や問題解決的な学習を工夫して、学習意欲を高めるよう授業改善を進めます。

**1 基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等をはぐくむ指導の充実**

市独自に実施している「学力向上を図るための調査」等の結果を分析し、子どもたちの学習の状況や指導上の課題を踏まえた「授業改善推進プラン」を作成するとともに、指導主事や教育アドバイザーが授業をとおして具体的に指導・助言するなど授業の工夫・改善を図ります。

また、学習指導員制度を活用し、少人数指導や習熟度別指導などの指導方法の工夫・改善を図るとともに、体験的な学習や問題解決的な学習の充実に努めます。個に応じた指導の充実を図るため、少人数教育を推進します。

さらに、身に付けた知識・技能を活用し、思考力・判断力・表現力等を育成する授業を目指し、教育研究校を指定し、教育内容・方法等の開発・実践を進めます。

## 2 学習意欲の向上と学習習慣の確立

子どもたち一人ひとりの学習意欲を向上させるため、学校は授業改善や教材開発に努め、質の高い授業を行うとともに、学習のつまずきのある子どもへの支援のため、放課後や土曜日等に実施している学習支援教室を活用して補足的な学習を充実します。

また、子どもの学習習慣の確立のため、家庭との連携を進めます。

## 3 言語活動の充実

言語活動については、言語を知的活動(論理や思考)及びコミュニケーション、感性・情緒の基盤となるものと捉え、国語科の学習だけでなく、各教科の教育活動全体において取組を充実し、子どもたちの言語に関する能力を高めるよう工夫します。子どもの発達の段階に応じて、記録、要約、説明、論述などの言語活動を各教科の指導計画に位置付け、指導を充実するよう努めます。

また、言語活動の充実に向けて研究校を指定するとともに、その研究内容を研究発表することで、成果や課題について学校間で共有していきます。

さらに、子どもの豊かな表現能力の育成を図るため「子ども文芸賞」を行うとともに、校内の言語環境を整備し、子どもの豊かな言語感覚の育成を図ります。

## 4 理科教育の充実

理科教育の充実に向け、理科教育推進協議会(\*37)を活用し、計画的・体系的に理科教育を推進します。

小学校高学年において理科専科教員を全校に配置するとともに、大学や企業との連携、「サイエンスフェスタ(\*38)」の開催等、子どもたちの科学に対する興味・関心を高める活動を充実します。

大学や企業との連携にあたっては、市立小・中学校とのネットワークづくりについて、研究します。

## 5 特別支援教育(\*39)の充実

子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応え、そのもてる力を伸長させ、社会的に自立できる力や、地域や社会の一員として生きていく力を培うことを目指し、武蔵野市特別支援教育推進計画(\*40)に基づく各種取組を推進します。

特別な支援の必要な子どもたちに対し、専門家スタッフの派遣、サポートスタッフ(SS)やティーチングアシスタント(TA)の配置を行い、個に応じたきめ細かな支援を充実します。

また、学習障害等の発達障害のある児童を主な対象に、学習指導員が個に応じた課題を個別的に指導する「特別支援教室モデル事業(\*41)」を検証し、充実を図ります。

障害のある児童・生徒に対する周囲の理解・啓発を図るとともに、大学や関係機関との連携の強化により、継続的・体系的な支援の充実などに努めます。

また、各学校においては、個別指導計画や個別の教育支援計画などに基づく指導を充実するとともに、交流及び共同学習や副籍(\*42)事業の充実を図ります。

\* 年次計画は武蔵野市特別支援教育推進計画に記載

### [基本方針2]豊かな心や感性をはぐくむ教育を推進します。

子どもたち一人ひとりが人権尊重の精神に基づき、思いやりの心や社会性をはぐくむとともに、豊かな感性や情操を高めるよう、社会体験や自然体験、交流活動などの取組を進めます。

また、文化的・芸術的なものに直接触れる教育活動をとおして、豊かな心をはぐくみます。

## 6 道徳教育の充実

いのちを大切にする心や思いやりの心、正義感や倫理観などの規範意識の醸成を目指します。

そのために、道徳の時間をはじめ、各教科等すべての教育活動をとおして道徳教育を展開するとともに、子どもの内面に根ざした豊かな道徳性を育成するため、ボランティア活動等の体験を充実します。

また、道徳の授業公開や地域懇談会などをとおして、家庭・地域と連携した道徳教育を進めます。

## 7 読書活動の充実

子どもたちの豊かな感性や情操をはぐくみ、知的好奇心や創造力・表現力を育てるため、各学校の朝読書や読書週間、読書の動機付け指導などの取組を推進するとともに、図書室サポーター制度を有効に活用し、読書環境を整備します。また、市立図書館等と学校間の連携強化を通じて、読書活動の充実を図ります。

## 8 自然体験活動・長期宿泊体験の充実

セカンドスクールや移動教室等を通じて、子どもたちの豊かな情操や感性をはぐくむとともに、課題解決への意欲や態度を培います。また、長期宿泊体験の中で自主性・協調性を育て、生活

自立に必要な知識・技能を身に付けます。さらに、各教科や総合的な学習の時間などにおいて、学校ビオトープや学校農園、地域の公園など、身近な地域の自然環境を生かした体験活動を充実します。

## 9 文化・芸術活動の充実

「演劇鑑賞教室」や「オーケストラ鑑賞教室」等をとおして、演劇、合唱、合奏等の優れた舞台芸術を鑑賞するほか、美術展や書き初め展などの教育活動を通じて子どもたちの豊かな感性や情操をはぐくみます。また、「青少年コーラス・ジョイントコンサート」「ジュニアバンド・ジョイントコンサート」等、子どもたちが積極的に文化・芸術活動に取り組み、自他のよさを認めたり、自らの創造力を高めたりする活動を進めます。

## 10 教育相談機能の充実

いじめ、不登校など、子どもたちを取り巻く多様な課題に対応するため、学校・家庭・地域・関係諸機関の連携を進め、学校における組織的な生活指導・教育相談の体制を充実します。特に、教育支援センター派遣相談員制度や都スクールカウンセラー(\*43)制度を活用し、学校におけるカウンセリング・学級担任への助言・校内研修などを充実します。

また、チャレンジルーム(適応指導教室)の指導を充実するとともに、教育支援センター臨床心理士と連携し、家庭訪問・保健室登校への早期支援を行います。

### **[基本方針3] 健やかな体をはぐくむ教育を推進します。**

現在、子どもたちの我慢する力やコミュニケーション能力の低下、体力や運動能力の低下などが指摘されています。これらを改善する取組として、子どもたちが日常生活の中で豊かな情操や感性を培うとともに、基本的な生活習慣を身に付け、健康で規則正しい生活を送ることができるよう、心と体の健康づくりに努めることも大切と考えています。

## 11 健康づくり・体力向上の取組の充実

子どもたちが心身ともに健康で、明るく活力ある生活を営むために、学校の教育活動全体をとおして、健康・体力づくりに努めます。

体力調査の結果を生かし、子どもたちの体力向上の取組を検討するとともに、体育の授業や学校行事、クラブ活動、部活動を含めた体力づくりのための取組を支援します。

また、体力向上の成果を発揮する機会や走ることの楽しさ、喜びを体験する機会として、「市内

中学校総合体育大会」や「ランニングフェスティバル」等を実施します。

## 12 望ましい生活習慣の確立

子どもたちが基本的な生活習慣を身に付けることは、生き生きと意欲的な生活を送る上での基盤であり、学校生活を充実させる上でも大切です。生活のリズムを整え、健康で規則正しい生活を送ることの重要性を子どもたちに指導するとともに、学校と家庭との連携を進めるため、学校公開や保護者会などを通じた家庭への働きかけや保護者に向けた啓発リーフレットの配布等を行います。

### **[基本方針4] 現代社会の諸課題に対応する教育を推進します。**

社会を取り巻く情勢が急速な変化を見せる中で、現代社会は様々な課題を抱えています。子どもたちが自ら課題を解決することができるよう、資質や能力を培っていきます。

武蔵野市第四期長期計画・調整計画において記載されているシチズンシップ教育、男女共同参画の実現に向けた教育、国際理解教育、地域の歴史に学び平和の尊さへの意識を高める教育等について、学校教育活動全体をとおして取組を進めるとともに、とりわけ情報教育、環境教育、キャリア教育、食育について取組を強化します。

## 13 情報教育の推進

子どもたちの発達段階に応じて、ICT機器を活用し、情報を選択したり活用したりする能力等を育成します。そのため、ICT活用モデル校を設置するほか、情報教育推進委員会の充実や、コンピュータ指導員の配置、夏季コンピュータ研修の実施など、教員のスキル向上に努めます。

また、子どもたちがメールやインターネットでのトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐため、学校が家庭や関係機関等と連携し、情報モラルについての指導も行っていきます。

## 14 環境教育の推進

子どもたちが、身近な生活をとおして地球規模の環境問題に対して関心をもち、自然保護や環境保全に関する理解を深めるよう取組を進めます。

各学校でEMS(環境マネジメントシステム)(\*44)に取り組むとともに、学校ビオトープや太陽光発電等の学校施設を活用した教育に取り組みます。

大学や企業などと連携した環境学習を積極的に取り入れるなど、子どもたちが主体的に環境保全に取り組む態度を育成します。

## 15 キャリア教育(\*45)の推進

子どもたちが健全な勤労観・職業観を身に付け、主体的に自己の進路を選択する力を培うことを目的に、キャリア教育を推進します。進路指導担当者会の充実とともに、地域の教育資源を積極的に活用した職場体験学習を充実します。

## 16 食育の推進

子どもたちが食事についての正しい理解を深め、望ましい食習慣を身に付けることを目的に、食育を推進します。

食育推進モデル校の指定や、食育研修の実施、食育全体計画(\*46)の作成により、食育への取組を強化します。また、食育リーダー(\*47)を中心とした校内の食育推進組織を整備するとともに、食育を教育課程に位置付け、計画的・組織的な指導の充実を図ります。

また、学校給食においても、給食を生きた教材とした食育を進めるとともに、地産地消の推進、地域協働体制の支援などを進めます。

## Ⅱ 学びの質を高める教育環境

子どもたちが、知的好奇心を高め、生き生きと学ぶためには、質の高い教育環境を整えることが必要です。そのため、子どもたちの教育に直接かかわる教員の資質・能力の向上及び学校経営が組織的に行われる体制を充実させるとともに、学校施設・設備の整備等ハード面の充実についても着実に進めます。

### [基本方針5] 質の高い学びを保証する学校体制の充実を図ります。

学校経営計画に基づいて教職員が協働体制を確立し、保護者を含む市民から信頼される質の高い教育を推進することができるよう支援します。また、教員の資質・能力を高める計画的な指導、育成を図ります。

#### 17 学校運営組織の活性化

校長を中心としたマネジメント体制を確立し、学校の組織的な対応力の向上や校内の人材育成体制を充実します。そのため、管理職研修を充実するとともに、主幹教諭等によるミドルマネジメントを生かし、教職員一人ひとりの経営参画意識を高めます。また、学校裁量予算制度により、学校の自主性・自律性を高めます。

#### 18 教員の指導力向上

学校教育の担い手である教員の資質の向上や、新たな課題への対応力を高めるため、年次研修や職層研修、授業研究リーダー研修、OJTによる若手教員への指導・助言といった現行の研修内容を検証し、内容を充実します。

また、研究指定校制度(\*48)を充実するとともに、教育アドバイザーによる若手教員への指導・助言を行っていきます。さらに、学校支援の拠点となる教育センターについて検討します。

また、本市において特に授業力の優れた教員を授業改善の講師とすることで、教員の授業力向上を図ります。

## 19 学校評価の充実

学校の自己評価及び学校関係者評価(\*49)等を充実させ、家庭や地域と連携した質の高い学校教育の実現を目指します。また、これら学校評価の結果を踏まえ、校長が学校経営においてリーダーシップを発揮し、適切にマネジメントを行うことができるよう、人事・予算・教育課程面での必要な支援を行います。

## 20 安全・安心の確立

子どもたちが安心して学校生活を送り、犯罪に巻き込まれないよう、セーフティ教室や不審者対応訓練などの実効的な取組を行い、学校の危機管理体制の充実を図ります。

また、保護者や地域と連携した登下校時のパトロールや通学路の安全点検など、子どもの安全を守る取組を継続します。

さらに、市安全対策課等、関係機関と連携し、不審者情報の速やかな把握を行っていくとともに、保護者への迅速な情報提供の仕組みについて検討します。

## 21 異校（園）種間連携(\*50)の推進

「小一プロブレム」「中一ギャップ」等が問題となっている中で、子どもたち一人ひとりに対する継続した指導や支援を実現するため、幼稚園・保育園、小学校、中学校のつながりや連携を強化します。

このため、中学校ブロック小中合同研修会(\*51)や異校（園）種間の連絡会(\*52)等を実施し、発達段階に応じたカリキュラムの工夫や生活指導上の諸課題の解決を図ります。

### **[基本方針6] 質の高い学びを支える教育施設・設備の充実を図ります。**

子どもたちが、充実した学校生活を過ごすことができるように、学校施設の整備・充実に努めます。定期的な点検・整備を行い、安全・安心な学校づくりを一層推進するとともに、学習、生活の両面から教育環境を充実します。また、教員の職務の効率化・事務処理の軽減等のため、校務用のICT環境を整備します。

## 22 教育施設の整備

子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、引き続き施設の定期的な点検に努めるとともに、計画的に改修・整備を実施します。施設・設備の整備にあたっては、環境教育の視点を取り入れます。

## 23 教育用コンピュータシステムの構築

ICT機器を用いた授業の有効性を検証するとともに、普通教室、特別教室等の教育用コンピュータシステム、校内LAN(\*53)の整備について検討を進めます。

また、地上デジタル放送への対応や電子黒板などの有効活用についても検討します。

## 24 校務ICT化の推進

教員用PCを整備することで校務の効率化を図り、教員が児童・生徒と向き合う時間を確保します。また、ネットワークの構築により、学校間・教員間において教育用コンテンツ等の教材や情報等の共有化を図るとともに、学校ごとにセキュリティポリシーを作成し、情報セキュリティの徹底を図ります。

### Ⅲ 学校と地域が協働した教育

子どもたちの教育は地域に支えられながら行われています。そのため、地域社会全体で子どもを育てていくという視点を持ち、学校と地域が今まで以上に連携や協力を強化し、役割を補完しあい、協働した教育を進めていくことが必要です。

また、大学等の教育機関や多種多様な企業、図書館、美術館等が存在する本市の特性を最大限生かした教育活動を進めていくことで、子どもたちにより一層質の高い学びを提供していきます。

#### [基本方針7] 学校と地域が一体となり取り組む教育を推進します。

学校の情報を地域に向けて積極的に発信し、地域との相互理解を深めるとともに、地域住民が積極的に学校運営に関わることで、学校と地域が協力しながら学校教育の一層の活性化を目指します。

また、本市のもつ地域の人材や施設など多様な教育資源を活用することにより、子どもたちに豊かな学びを実現していきます。

## 25 開かれた学校づくりの充実

学校公開や保護者会をはじめ、学校だよりやホームページなど様々な場や機会を通じて学校から家庭・地域への情報発信に努めます。新たにケーブルテレビ等のメディアも広く活用し、市立小・中学校の教育情報を発信します。

また、開かれた学校づくりを進めるため、学校公開日等の拡大に努めます。

これらにより、学校と地域の共通理解を深め、地域とともにある学校づくりを推進します。

## 26 地域の学校運営への参画

保護者や地域住民の意見や要望を生かしながら、地域と協働した学校づくりを一層推進します。そのために、「開かれた学校づくり協議会」の役割を見直し、学校運営への参画を図ります。

また、「開かれた学校づくり協議会代表者会」についても機能を充実させ、全市的な視点から、本市の学校教育について協議します。

## 27 地域の学校支援体制の充実

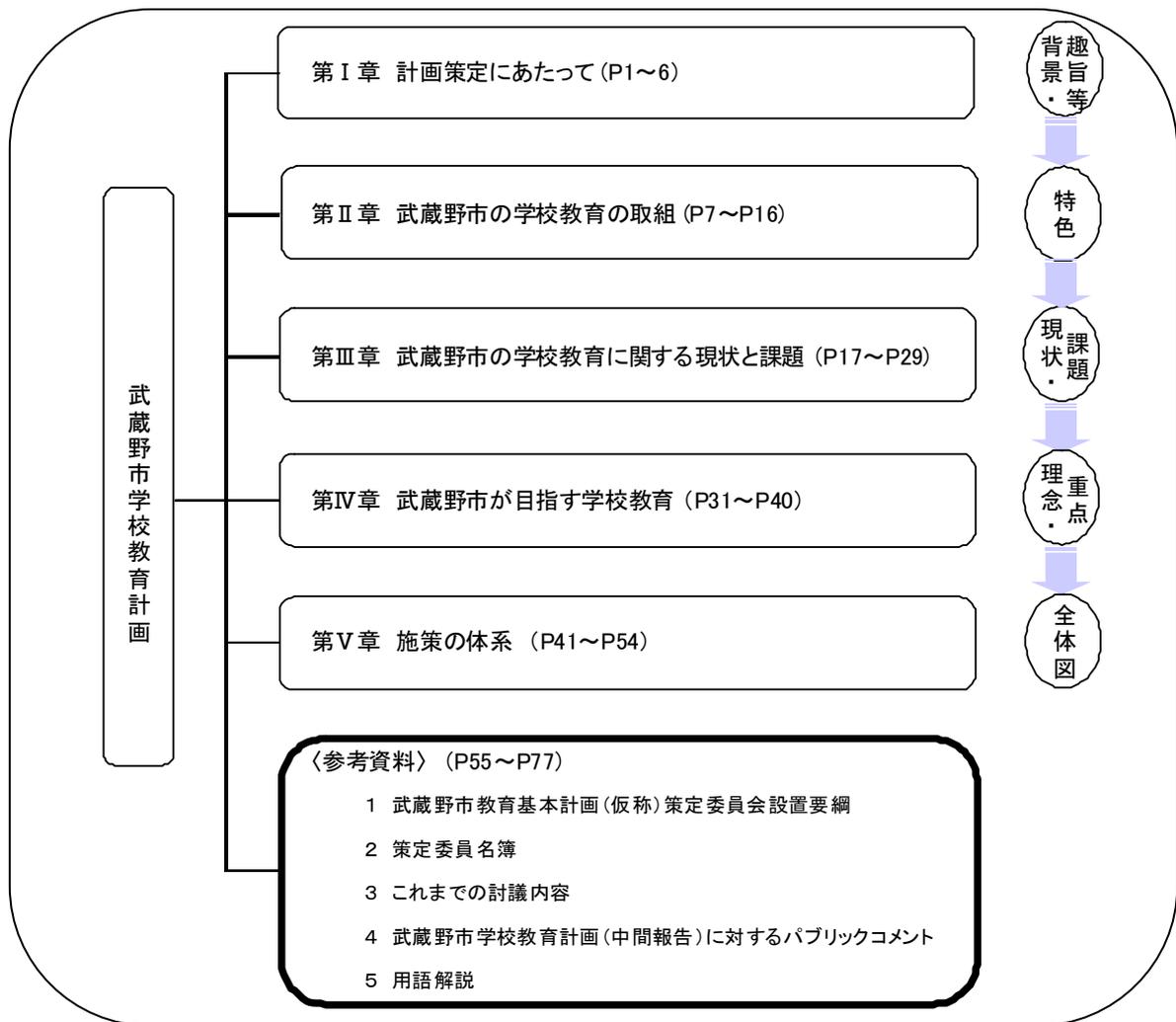
大学や企業、地域の協力者による学習支援、クラブ活動・部活動の指導など、本市のもつ豊かな教育力を学校教育に積極的に生かします。

また、大学や企業等との連携を進める中で、それらを活用した学校支援ネットワーク体制を研究します。

## 参 考 資 料

- 1 武蔵野市教育基本計画（仮称）策定委員会設置要綱
- 2 策定委員名簿
- 3 これまでの討議内容
- 4 武蔵野市学校教育計画（中間報告）に対するパブリックコメント
- 5 用語解説

### ● 本計画の章立て ●



## 1 武蔵野市教育基本計画（仮称）策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 今日教育を取り巻く社会情勢の変化、教育基本法（平成18年法律第120号）その他教育に関連する法令の改正、教育基本法第17条第1項の規定による教育振興基本計画の策定、学習指導要領の改訂等を踏まえ、武蔵野市教育基本計画（仮称）の策定等を行うため、武蔵野市教育基本計画（仮称）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行い、その結果を武蔵野市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 武蔵野市教育基本計画（仮称）の策定のための調査及び検討
- (2) 武蔵野市の学校教育に関する具体的な施策の推進のための調査及び検討
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる委員で組織し、教育長が委嘱し、又は任命する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成22年3月31日までとする。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（報酬等）

第7条 委員の報酬等については、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）の規定により、教育長が別に定める。

（事務局）

第8条 委員会の庶務は、教育部教育企画課及び指導課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

別表（第3条関係）

学識経験者
武蔵野市立小学校の校長を代表する者
武蔵野市立中学校の校長を代表する者
武蔵野市立小中学校PTA連絡協議会を代表する者
武蔵野市立青少年問題協議会地区代表者会議を代表する者
武蔵野市開かれた学校づくり協議会を代表する者
公募市民
教育部長

## 2 策定委員名簿

(敬称略)

構成	氏名	所属等
学識経験者	小山田 穰	東京学芸大学教職大学院特任教授 前境南小学校長
学識経験者	松澤 茂久	本市教育支援センター長 前第二中学校長
◎ 学識経験者	葉養 正明	国立教育政策研究所 教育政策・評価 研究部長
○ 学識経験者	小島 宏	財団法人教育調査研究所 研究部長
市立小学校長	田中 隆夫	大野田小学校長
市立中学校長	原 雅夫	第六中学校長
P T A連絡協議会	井原 高地	P T A連絡協議会会長
武蔵野市青少年問題 協議会	本郷 伸一	武蔵野市青少年問題協議会・井之頭 地区委員会委員長
開かれた学校づくり 協議会	安藤 栄美	開かれた学校づくり協議会（本宿小学 校）委員
公募委員	磯川 和夫	公募
行政	萱場 和裕	教育部長

※ 委員の任期は平成 21 年 1 月～平成 22 年 3 月

※ ◎は委員長、○は副委員長

### 3 これまでの討議内容

#### **第1回委員会**（平成21年1月27日）

（はじめに） 委嘱状交付、委員自己紹介、委員長、副委員長互選、傍聴及び会議録の取扱いについて

- (1) 委員会の目的・日程等説明
- (2) 施策展開の3つの視点について

#### **第2回委員会**（平成21年2月13日）

- (1) 武蔵野市における学校教育の現状と課題について
- (2) 学習指導要領改訂のポイントについて
- (3) 武蔵野市における施策展開の視点について

#### **第3回委員会**（平成21年3月13日）

- (1) 武蔵野市教育委員会における今後の施策展開の視点と方向性について

#### **第4回委員会**（平成21年4月21日）

- (1) 第一回から第三回までの討議のまとめについて
- (2) 教育基本計画（仮称）の体系（案）について
- (3) 確かな学力の向上について

#### **第5回委員会**（平成21年5月21日）

- (1) 豊かな心の育成について
- (2) 健やかな体の育成について

#### **第6回委員会**（平成21年6月30日）

- (1) 現代社会の諸課題に対応する教育の推進について
- (2) 武蔵野市が目指す教育の方向性について

#### **第7回委員会**（平成21年7月29日）

- (1) 中間まとめについて
  - ① 中間報告骨子（案）の検討
  - ② 武蔵野市が目指す子どもの育成について

#### **第8回委員会**（平成21年8月25日）

- (1) 中間まとめについて

**第9回委員会**（平成21年10月2日）

- (1) 中間報告書について

**第10回委員会**（平成21年11月20日）

- (1) パブリックコメントの結果について
- (2) 最終報告にむけて
  - ① 重点的な取組における年次計画について
  - ② 最終報告について

**第11回委員会**（平成21年12月16日）

- (1) 最終報告について

**第12回委員会**（平成22年1月18日）

- (1) 最終報告書について

## 4 武蔵野市学校教育計画（中間報告）に対するパブリックコメント

### 4-1 パブリックコメントの概要

#### 【パブリックコメント募集について】

計画を策定する過程で、できるだけ多くの市民の皆様からご意見をいただくことにより、策定委員会で様々な角度から計画の内容を検討するために、中間報告に対するパブリックコメントを募集しました。

#### 【募集の方法について】

- 1 募集期間 平成 21 年 10 月 15 日(木)～10 月 30 日(金)
- 2 周知方法 中間報告を冊子にまとめ、各市政センター、コミュニティセンター、図書館などで配布するとともに、市ホームページに掲載しました。  
また、市報 10 月 15 日号において、中間報告及びパブリックコメントの募集について掲載し、周知しました。

#### 【応募状況について】

- 1 意見者数 7人
- 2 意見件数 21 件

#### 【意見の反映について】

いただいたご意見については、本委員会における計画策定に関与する内容を意味的なまとまりによって細分化し、市教育委員会の考え方とともに策定委員会に提示しました。

各ご意見に対する取扱いは以下のとおりです。

## パブリックコメントの取り扱いについて

NO	意見要旨	取扱い方針
1	<p>【言語活動について】</p> <p>P13「言語活動の充実」で外国語（特に英語教育）に触れていないのは何故でしょうか。日本語をしっかり身に付けることが何より大切だと思いますが、国際的に通用する人間育成に関して、ぜひ検討して下さい。</p>	<p>言語活動については国語科を中心に外国語（英語）及び各教科の教育活動全体において充実を図っていきます。国際教育については本文中での記載はありませんが、国際的に活躍できる人材育成を視野に入れ、異文化理解とともに、コミュニケーション能力を高める教育を今後も推進していきます。</p>
2	<p>【日本語力の強化について】</p> <p>現在、市内中学校で、土曜のチャレンジスタディに携わっておりますが、数学の応用問題の意味を理解出来ない生徒が見られます。国語力が足りないのでしょうか。日本人ですから、日本語力を強化できるような事業・取組を望みます。</p>	<p>新学習指導要領でも言語の力をはぐくむことが改善事項の一つとなっています。本計画においても「言語活動の充実」を施策として記載し、すべての教科において、言語の力の充実が図られるよう、努めていきます。</p>
3	<p>【理科教育について】</p> <p>土曜学校サイエンスクラブやサイエンスフェスタへの協力を通じて、小学校の理科室に触れる機会がありましたが、ビーカーなどの質が不十分です。子どもにはキットを使わず、基本的なことを教えることが必要です。そのための良質な器材の充実をお願いします。</p> <p>また、理科室の管理や実験の準備のために必要な時間を、担当教員または指導者に充分確保してあげること（または実験補助者の配置）が必要です。</p>	<p>理科教育の充実のため、計画的に設備・器具等の整備をしていくとともに、全小学校に理科専科教員や理科支援員を配置し、観察・実験の充実を図っていきます。本計画の中でも「理科教育の充実」を施策にあげ、市内大学・企業と連携した質の高い理科授業を行っていきます。</p>
4	<p>【特別支援教育について】</p> <p>○「専門家に任せる」という姿勢でなく、教育にかかわる方すべてが理解し、対応の仕方、教育方法などに関しても理解を深める方針をとってください。</p> <p>○特別支援学校の児童生徒の副籍制度が始まっていますが、対応は充分とはいえません。子どもたちは先ず地域の学校に籍をおき、必要に応じて（たとえ毎日でも）特別支援学校などを利用するという制度にできないでしょうか。</p> <p>また、特別支援学級の場合も、少なくとも小学校では、先ず1年〇組に在籍し、授業の内容によって特別支援学級に行く、というようにならないでしょうか。これは障害児にとっても保護者にとっても基本的な権利ではないかという気がします。</p>	<p>○特別支援教育の推進については、「特別支援教育推進計画」（平成21年4月策定）に基づき取り組んでいるところです。</p> <p>○特別支援教育への理解については、特別支援教育コーディネーター研修をはじめ各種研修会を開催すると共に、専門家スタッフや派遣相談員の指導・助言を受け児童・生徒理解や指導方法の充実を図っています。</p> <p>○また、学籍については、学級編成制度により教員定数などが規定されており特別支援学校や特別支援学級におくこととしています。副籍制度などの交流については、共に地域に生きる人間としてお互いを正しく理解し、共に助け合うことの大切さを学ぶ重要な場として、本人の希望や障害の状況、交流先の学校・学級の状況を考慮しつつ取り組んでいきます。</p>

5	<p><b>【セカンドスクールの充実について】</b></p> <p>我が子がセカンドスクールを経験し、その後の学校生活（現在の高校生活も含め）が生き生きとしたものになりました。そして、今後の人生に大きなプラスになっていくと思います。それは、他人への思いやりややさしさ、親への感謝、自然や様々な事象に対しての興味の深まりなどです。これからの社会を築いていく子どもたちのため、セカンドスクールをぜひ充実させていただきたいと思っています。</p>	<p>セカンドスクールは、自然体験、長期宿泊体験、人との交流を通じて、豊かな情操や感性をはぐくむとともに、自主性や協調性、生活自立等を養うことをねらいとしています。各小中学校において、そのねらいに適した体験、その内容の充実を図っていきます。</p>
6	<p><b>【全校に公平な事業の推進について】</b></p> <p>P12 施策体系図の主要事業・取組で、「情報教育推進校の指定」「食育推進モデル校の指定」とありますが、なるべく全校に公平に、同時に推進する工夫は出来ないかと思ひます。或いは、学年で優先順位を決めるとか。中学生は3年間しかありませんので、この恩恵を受けることなく卒業してしまうことが懸念されます。</p>	<p>「研究推進校」や「モデル校」については、本市の様々な教育課題に対し、学校の希望等を考慮し、年度ごとに偏りのないように指定しています。研究成果については、研究発表会において全校で共有化し、各学校の取組に生かしています。</p>
7	<p><b>【情報を正しく理解する能力について】</b></p> <p>テレビ、パソコン、携帯電話が普及する中で、情報を正しく理解・評価する能力を育てる教育も必要です。</p>	<p>様々なメディアの発達により、子どもたちの情報選択・活用能力の育成が求められています。計画の中でも「施策 13 情報教育の推進」としてとりあげ、子どもたちにパソコンや携帯電話等の正しい利用方法や知識を教えるなど、情報を正しく活用する力を育てていきます。</p>
8	<p><b>【食育の推進について】</b></p> <p>流行のように「食育」という言葉が飛び交っていますが、基本となる「家庭科」がないがしろにされています。家庭科を解体して他の教科に移すのか、「家庭」に戻すのか検討を望みます。</p>	<p>家庭科は、教科として位置付けられていますので、引き続き行っていきます。食育については、各校、食育リーダーを中心に食育推進チームを設置し、学校全体で取り組んでいます。また、授業の中で食育は家庭科をはじめ、社会科、保健体育等の教科や総合的な学習の時間、給食の時間で取り組んでいます。</p>
9	<p><b>【先生に社会体験とOJTを】</b></p> <p>一般の会社では大学で勉強した事は直接会社での業務に役立つとは認めず、手伝いをさせながら勉強させます。そして先輩がまとまった講義をしてくれます。こうして実務と系統立った勉強の繰り返しかえしが非常に役に立ちます。</p> <p>若い先生方には教育の場でのOJTと一般社会を学ぶ機会、例えば海外留学や国内留学（会社等への出向）が考えられます。先生方の視野が広がるのは生徒達の目標指導に大変役立ちますし、また一般社会の人達が働く様子から多くのヒントが得られるかと思ひます。</p>	<p>経験の少ない若手教員が増えている現状から、初任から4年次までを中心に教員としての資質・能力を高める研修を充実させています。また、各校では、組織的・計画的なOJTに取り組んでいます。初年次には、ボランティア活動への参加、10年次には企業での研修も実施しています。</p>

1 0	<p><b>【教育センターの設置について】</b></p> <p>重点1の学びの基盤づくりの事業として「教育センター構想」がありますが、学校教育において、近年様々な課題が挙げられているので、これらを研究し、よりよい教育を行ってほしいと思います。他市では、すでに教育センターが設置され、教員の研修や教育に対する研究が行われていると聞いています。また、子どもたちが学校ではできない勉強を行うための生涯学習センター等も設置されていると聞いています。他市に遅れないよう、教育センターを設置してください。</p>	<p>教員への相談や研修の充実を図るとともに、新たな課題に向けた指導方法の研究など学校支援体制の拠点となる教育センターの設置について検討していきます。</p>
1 1	<p><b>【教員用パソコンの整備について】</b></p> <p>教員用のパソコンは、1人1台配置されているかと思っていましたが、そうではない現状に驚きました。早急に整備されることを望みます。</p>	<p>今年度より、教員一人1台の教員用パソコンを順次整備することで、教員はインターネットを活用した教材作成のほか、校務の効率化を図り、子どもと向き合う時間を確保していきます。</p>
1 2	<p><b>【地域資源の活用について】</b></p> <p>美術館で子ども対象のワークショップが常時開かれていたり、陸上競技場の開放や、市民文化会館や吉祥寺シアターの子ども向けのイベントがもっと増えて、それを子どもたちが自由に利用し豊かに育っていくように、学校側からの要望を出していくとよいと思います。</p> <p>博物館も必要ですが、どうなっているのでしょうか。</p>	<p>今回の計画では、学校教育において図書館、美術館等の地域資源を効果的に活用することを重点的な取組にあげています。また、陸上競技場や市民文化会館等での子ども向けイベントの実施については、現行の取組の成果や課題を検証し、今後もよりよい取組を実施していきます。</p> <p>現在、博物館をつくる構想はありませんが、生涯学習を推進する中で、市に関連する文化財や資料については、様々な機会を通じて市民に公開していきたいと考えています。</p>
1 3	<p><b>【極く普通のしつけについて】</b></p> <p>基本方針7「学校と地域が一体となり取り組む教育を推進します」の中に、年代を超えて（上も下も）交流しながら学ぶ取組みがあると良いと思います。学校の先生でも家族でもない、よその大人と接することが良い結果を生むのではないかと思います。</p>	<p>子どものしつけについては、学校において日常的に指導するほか、行事や部活動において学校外の方々もかかわり取り組んでいます。また、武蔵野ジャンボリー等においては、異世代のかかわりにより、健全育成にかかわっています。今後、児童・生徒の学習・生活習慣の確立や基本的なしつけは、学校と家庭、地域が連携をとり、役割を分担して取り組んでいきます。</p>

1 4	<p><b>【地域の教育力について】</b></p> <p>何事も挨拶が第一歩ですが最近ほうっかり声をかけると怪しい人と思われるので難しい環境です。従って学校側で機会を積極的に作って頂ければ有難いと思います。コミセンとの連携も有効でしょう。</p> <p>学校での教育は最も重要で有効なものですが、最近はお母さん方にしっかりしていない方も見られます。お母さん方が健全なサークルを作る様なPTA 活動の強化が有効なのでは、と思っています。</p>	<p>本市の小中学校では、あいさつを励行し、他とのコミュニケーションを積極的にとれる子どもを育成することを重点的な取組として掲げています。また、地域にも呼び掛け、地域ぐるみのあいさつ運動をしている学校もあります。今後も学校と地域が一体となり、子どもたちを育てていく取組を進めていきます。</p>
1 5	<p><b>【第四期長期計画・調整計画との関係について】</b></p> <p>第四期長期計画・調整計画の3章－Ⅱ－4－(2)「次世代の市民育成のための教育の推進」の頁には、「シチズンシップ教育」「男女共同参画社会の実現に向けた教育」「国際理解教育」を推進する、そして、「地域の歴史に学び、平和の尊さへの意識を高めさせるとともに、紛争の絶えない世界の現状について理解させる」という記載があります。いずれも重要な視点だと考えますので、ぜひ最終報告書に盛り込んでいただければと思います。</p> <p>①「シチズンシップ教育」について</p> <p>②「男女共同参画社会の実現に向けた教育」について</p> <p>③「国際理解教育」について</p> <p>④「地域の歴史に学び、平和の尊さへの意識を高めさせるとともに、紛争の絶えない世界の現状について理解させる」という記載について</p>	<p>①現在、学校においては、社会科や総合的な学習の時間で子どもたちが身近な地域や社会の課題を見つけ、解決していく方法を考え、発表する等の取組を行うほか、児童会・生徒会の活動の中でよりよい学校、よりよいまちづくりについて取り組んでいます。市民として自主的に地域とかかわる力を育てていくことは大切であり、今後も引き続き取り組んでいきます。</p> <p>②男女共同参画社会の実現に向けた教育については、各校で子どもの発達段階に応じて、男女がそれぞれのもつ性の違いを尊重し合い、理解し、協力し合い、お互いのよさを生かしながら生きていくこと等を、道徳教育を中心に推進しています。</p> <p>③国際理解教育については、中学校の外国語（英語）や新設される小学校外国語活動において、子どもたちの異文化理解やコミュニケーション能力の向上等、をねらいとして行っています。</p> <p>④平和については、小学校第3、4、6学年の社会科、中学校第3学年の公民で学習しています。また、小学校社会科副読本「私たちの武蔵野市」の中で、地域の歴史を学んでいます。地域の方に戦争体験を語っていただいている学校もあります。</p>

1 6	<p>【第二次男女共同参画計画との関係について】</p> <p>第二次男女共同参画計画の基本目標Ⅲの基本施策に「男女平等観に立った教育・学習の推進」とあり、その中の、「男女平等教育の推進」「女性教職員の管理職への積極的登用」「子どもの発達段階に即した性教育の充実」「人権尊重教育の推進」「PTA 活動への男性の参加促進」等の項目について、中間報告に記載がありません。最終報告書には男女共同参画の視点を盛り込んでいただければと思います。</p>	<p>「男女平等観に立った教育・学習の推進」については、人権教育資料等を作成し、各学校に配布し、人権尊重教育への理解啓発を図るほか、女性教員の管理職への積極的受験の奨励など、男女共同観にたった教育を推進しています。今回は特別に記載しませんが、今後も引き続き取り組んでいきます。</p>
1 7	<p>【競争を教育の中に取り込むことについて】</p> <p>昔は成績の席次が有り、優等生が、運動会では選手が活躍しました。現在の教育では、これらは差別として避けている様ですが、社会に出ると直ちに競争の世界です。それに順応出来る子どもを育て上げることが必要です。社会等に順応出来ず多数の「ひきこもり」がいるのは、教育に問題があると思うべきです。負ける事も体験です。その一方で勝った者の社会責任も教えるべきです。</p>	<p>児童・生徒同士、切磋琢磨して、互いに高め合う等、競い合う中で意欲を高めることは非常に重要です。本市においては、自分のよさや適性を見つけ、伸ばしていくことを重視するとともに、それぞれの子どもの自尊心や自己有用感を育てていく教育を推進します。</p>
1 8	<p>【子どもたちに目標を】</p> <p>子ども達は目標を持たないと、勉強する意味も判らなく、しまりの無い生活に流れてしまいがちですが、将来の目標を持つと日常が変わります。自分の意志で努力行動する子どもは僅かな指導で伸びていきます。</p> <p>小中学校での目標は先で変って当然ですが、その時点で持つか否かが大きな差に成ります。</p> <p>学校の先生は授業は勿論大切ですが、家庭と協力して将来の目標を立てさせる様努力すべきだと思います。そのためには先生方が充分社会と接触し、一般社会人の仕事を幅広く知っておく必要が有ります。</p>	<p>子どもたちの健全な勤労観や職業観をはぐくむとともに、将来の夢をもち、主体的に自分の進路を決定する力を育成することは重要です。本計画の「施策 15 キャリア教育の推進」として取り組んでいきます。</p>
1 9	<p>【子どもの貧困について】</p> <p>「子どもの貧困」(阿部彩 著)に、家計の所得が、子どもの学校での成績に、そしてその後の人生にまでも影響する、ということが書かれていました。</p> <p>武蔵野市には裕福な家庭が多いということがあるのかもしれませんが、しかし、すべての家庭が裕福ではないと思います。塾に行けず、習い事もできない家庭にいる子どもたちがいるということをぜひ計画の中でも取り上げていただき、そういった子どもたちに対して、より手厚い指導、より豊かな経験をさせてあげられるような計画を作っていただきたいと思います。</p>	<p>各家庭の経済格差が子どもの学力格差にも表れてきているという指摘があります(子どもの貧困)。この問題については現在、国レベルでも大きく取り上げられていますので国の動向を見ながら本市でも注視していきます。</p> <p>子どもたちの学力の向上については、授業改善に取り組むとともに、補充的な学習や発展的な学習などを充実していきます。また、豊かな体験活動については、セカンド等、体験学習の実施や土曜学校などを実施しています。</p>

20	<p><b>【先生の果たす役割について】</b></p> <p>学校は、国語や社会、理科といった、学問の基礎を学ぶ場ですが、それと同じくらい、先生には、大人の代表として、子どもたちの悩みを聞き、そして道を示してあげる、そんな役割があると思います。</p> <p>子どもたちと接している先生方が、子どもたちがどんな悩みを抱えていて、どんな壁にぶつかっているのか、ということが一番よくわかっているはずです。その先生たちの声をこの計画にも載せていただき、子どもたちにどんなことを伝えていくことが大切なのか、子どもたちが成長していく中で、先生がどんな役割を果たしていくのかについても、触れていただきたいと思います。</p>	<p>教員は、次代を担う児童・生徒が学校教育をとおして確かな学力を身に付け、個性や創造力を伸ばし、豊かな人間性をはぐくむよう指導をしています。今回特に役割としては触れていませんが、常に児童生徒の理解に努め、教科等の授業だけではなく、人生の先輩として子ども達の悩みを聞いたり、相談にのったりしています。また、子どもの教育の担い手である教員は、常に研究・修養をとおして資質・能力の向上を図っています。「施策 18 教員の指導力の向上」において、教員の人間性などの資質能力を高めていきます。</p>
21	<p><b>【子どもたちがどのように育っているか分かる計画に】</b></p> <p>中間報告で、武蔵野市の子どもたちがどのように育っていくかは、イメージすることができませんでした。</p> <p>今、子どもたちは情報過多と言われる時代の中で、いろんな悩みを抱えたり、壁にぶつかっていると思います。</p> <p>学校は、子どもたちが家族以外の大人（先生）と関わる大切な時間だと思っています。</p> <p>両親が朝から晩まで働いている家庭も多く、子どもの話をゆっくり聞く時間が取れないこともあると思います。ますます学校で、先生が子どもたちと接する時間は大切になってくると思います。</p> <p>子どもたちがどのように育っていくのか、それがわかる計画にしていきたいと思います。</p>	<p>本計画は、子どもたち一人ひとりが学校教育をとおして、確かな学力を身に付け、個性や創造力を伸ばし、豊かな人間性をはぐくむよう、基本理念を「知性・感性を磨き 未来を切り拓く 武蔵野の教育」と決めました。</p> <p>この理念に基づき、様々な施策を実施していきます。本市のもつ恵まれた教育環境の中で知性・感性を磨き、将来、様々な分野で活躍できる人材を育成していきます。</p>

## 5 用語解説

### (\*1)「生きる力」

文部科学省は、次のように定義しています。

- ・基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力
  - ・自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
  - ・たくましく生きるための健康や体力など
- つまり、「生きる力」とは、「知」・「徳」・「体」のバランスのとれた力のことを言います。

### (\*2)「教育課程」

教育課程とは、各学校が編成する学校の教育計画のことです。諸法令や学習指導要領に準拠しながら、学校の教育目標を達成するために、児童・生徒の心身の発達に応じて、授業時数との関連において教育内容を総合的に組織したもので、学校が教育活動を進めていく際のよりどころとなるものです。

### (\*3)図書室サポーター

本市が小・中学校に配置している非常勤職員で図書室の環境整備や児童生徒の図書室利用の支援、授業における図書室活用時の補助を行っています。

### (\*4)学校ビオトープ

動植物が生態系を形成できるよう、自然な環境を整えた空間を学校の敷地内に整備しています。樹木や草花、池などを配置することで、限られた空間ではありますが、その地域の野生生物によって豊かな自然環境をつくりだしています。全小学校で設置されています。

### (\*5)青少年コーラス・ジョイントコンサート

本市の小・中学校の合唱クラブ(課外クラブ)などに所属する児童・生徒が一堂に会して、日頃の合唱活動の成果を発表する場です。

### (\*6)ジュニアバンド・ジョイントコンサート

本市の小学校の吹奏楽クラブ(課外クラブ)に所属する児童が一堂に会して、日頃の吹奏楽活動の成果を発表する場です。

### **(\*7) 学習指導員**

本市が配置している、教員免許を有する非常勤講師で、一斉授業においてチームティーチングを行う際や、学級の枠を超えて学習集団を弾力的に編成して習熟度別指導を行う際に配置しています。個に応じたきめ細かな指導の充実を図っています。

### **(\*8) ティームティーチング**

1つの学習集団を複数の教員が役割を分担し、協力しあいながら指導する方法です。複数の教師がかかわることにより、多様な児童・生徒に対してきめ細かな指導を充実しています。

### **(\*9) 学習支援教室**

本市で配置している学習指導員や学習支援員（学習支援教室における指導助手）が正規の教員との打合せを行い、学習のつまずき等のある子どもへの支援のため、放課後や土曜日、長期休業中に本市小・中学校で実施している補足的な学習教室です。

### **(\*10) 小学校理科専科教員**

本市では、理科または小学校全科の教員免許状を持つ、理科教育に関する専門性や指導力の高い人材を理科専科教員として各小学校へ配置しています。小学校高学年の理科授業において担任とチームティーチングを行い、児童の理科への興味・関心を高めるとともに、教員の指導力向上を図ることを狙いとしています。

### **(\*11) 専門家スタッフ**

本市では、発達障害を専門とする大学教授等が、小・中学校を年間6～8回程度訪問します。専門家スタッフは、児童・生徒の授業観察を行い、学校に対し対象児童・生徒の行動の意味や指導上の工夫などについて指導・助言を行います。

### **(\*12) 教育支援センター相談員（教育支援センター派遣相談員）**

本市では、「教育支援センター相談員」は、教育支援センターにおいて、幼児から青少年までの子育てや発達に関すること、学校生活に関することなど、児童・生徒や保護者から寄せられる様々な相談に応じています。また、「教育支援センター派遣相談員」は、不登校・いじめや発達障害等に関し、各学校を定期的に訪問して授業観察等を行いながら、担任等に助言するとともに、児童・生徒や保護者からの相談に応えています。

#### **(\*13) ティーチングアシスタント (TA)**

本市では、学習面や集団行動面で困難さを抱える児童・生徒に対して個別支援を行うために、教職員を志望する学生等をティーチングアシスタント (TA) として配置しています。

#### **(\*14) サポートスタッフ (SS)**

本市では、発達障害について専門的に学んでいる大学院生等をサポートスタッフ (SS) として必要な学校へ配置しています。

主として人とのかかわり方に難しさのある児童・生徒が、学校生活へ適応できるよう、教育支援センター派遣相談員等との連携をとりながら、授業中の個別支援に加え、休み時間や給食・清掃の時間などに支援を行っています。

#### **(\*15) ホワイトイーグル (市内安全パトロール隊)**

本市安全対策課から業務を受託している警備会社の警備員によるパトロール隊です。市独自のデザインを施した車で市内をくまなくパトロールし、様々な犯罪の抑制に効果を上げています。

#### **(\*16) むさしのジャンボリー**

本市に在住する小学校第4～6学年を対象に、長野県川上村にある「武蔵野市立自然の村」で実施する本市児童青少年課と青少年問題協議会地区委員会が共催で行う2泊3日の野外体験事業。青少年問題協議会地区委員会が主体となり、地域の方たちがボランティアとして参加して、子どもたちをリードしながら作り上げるイベントです。子どもたちは豊かな自然に囲まれながら共同生活や野外活動などを体験し、多くのものを学んでいます。

#### **(\*17) ふれあいサロン**

市内在住の 60 歳以上の方を対象に、市立境南小学校の教室を使用して体操講座やガーデニング講座などを行う事業です。昼食時には学校のランチルームで子どもたちと一緒に給食を食べるなど、子どもたちとの交流を大切にしています。

#### **(\*18) 学校公開**

本市の小・中学校は、児童・生徒の保護者・家族や地域住民などが通常の授業や行事、設備などを自由に見学できるよう、学校公開日を設けています。

土曜日に公開日を設定するなど、保護者が参加しやすいよう工夫しています。

#### **(\*19) 武蔵野市開かれた学校づくり協議会**

本市が行っている制度で各小・中学校に設置されており、学校運営への地域住民の参加として、校長の求めに応じ、学校運営に意見を述べるしくみです。また、学校が作成した自己評価に対して関係者として評価をする役割も併せてもっています。

#### **(\*20) 全国学力・学習状況調査**

国が全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点等を目的に実施しています。平成 19 年度より、全国の小学校第 6 学年、中学校第 3 学年を対象に国語、算数、数学について「知識」と「活用」に関する問題が出題されています。

#### **(\*21) 武蔵野市小・中学校体力調査**

本市では、昭和 53 年度から 3 年ごとに体力調査を実施してきました。この調査は、本市の小・中学生の体力と運動能力の実態や傾向を把握し、体育の授業はもとより生活全般の中で調査結果を生かし、心身共に健全な児童・生徒の育成に役立てようとするものです。

#### **(\*22) 不適応状況**

この「公立小学校第 1 学年の児童の実態調査」(22 ページ)における「**小学校第 1 学年の児童の不適応状況**」の定義は、「第 1 学年の学級において、入学後の落ち着かない状態がいつまでも解消されず、教師の話を聞かない、指示通りに行動しない、勝手に授業中に教室の中を立ち歩いたり教室から出て行ったりするなど、授業規律が成立しない状態へと拡大し、こうした状態が数ヶ月にわたって継続する状態」をいいます。

#### **(\*23) 自己有用感**

自分の属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であるかということを自分自身で認識すること。

#### **(\*24) いじめ対策連絡会議**

いじめ問題に関する対応策や改善策に関する協議等のために、必要に応じて設置するもので、家庭・地域・それから関係機関が連携していじめの早期発見・早期対応にかかわっていく、そのための協力体制の在り方について検討する場です。

#### **(\*25) サポートチーム**

学校が解決するには難しいケースについて、校長から要請があった場合等にチーム編成を行い、いじめの解消に向けた具体的な対応策の検討及び実効的支援を行う組織です。学校関係者をはじめ、教育支援センター、民生児童委員、青少年問題協議会地区委員会、杉並児童相談所、武蔵野警察等から、状況により必要なメンバーでチームを編成し、いじめの被害(加害)児童・生徒及びその保護者への指導・助言・支援などを行っていきます。

#### **(\*26) OJT（実践に即した研修）**

OJT(On-the-Job Training の略)とは職業指導手法のひとつで、職場の上司や先輩が部下や後輩に対し、具体的な仕事を通じて、仕事に必要な知識や態度などを指導するものです。

ここでは、学校での実務を通じて行う教員の（実践に即した）研修を表しています。

#### **(\*27) 主幹制度（主幹教諭）**

主幹教諭(学校教育法改正に基づき、平成 20 年4月からこれまでの「主幹」を改める)は、「監督」「人材育成」「調整」「校長、副校長の補佐」という4つの職責が付与され、担当分掌の教諭の意見の取りまとめ、学校運営に対する意見具申、校長の経営方針等の周知徹底、担当する校務の適正な進行管理などとおして、その職責を果たしていく役割を担います。円滑な学校運営推進のためには、組織の中核となり、副校長を支え、学校経営に参画していく主幹教諭の働きが不可欠となっています。

#### **(\*28) 主任教諭**

平成 21 年度より始まった都の制度による主任教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職であり、公務分掌などにおける学校運営上の重要な役割の担当、指導・監督層である主幹教諭の補佐、同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割を担います。

#### **(\*29) 学校支援地域本部**

平成 20 年度より開始された国の事業です。地域住民等によって組織されるもので、学校と地域の連携体制の構築を図り、地域全体で学校を支援する体制づくりを推進する制度です。学習支援や部活動指導、校内の環境整備、学校行事の支援など、学校管理下にある活動を支援します。

このほか、地域による地方教育行政の組織及び運営に関する法律の定めにもとづいて、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持ち、教育委員会の下部組織として学校運営に参画する「学校運営協議会制度（＝コミュニティスクール）」などがあります。

#### **(\*30) 学校選択制**

市町村教育委員会は、就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者に意見を聴取することができます（学校教育法施行規則第32条第1項）。この保護者の意見を踏まえて、市町村教育委員会が就学校を指定する制度です。

#### **(\*31) 授業改善推進プラン**

各校において、自校の指導上の課題及び課題解決の方策を整理し、学力向上に向けた全校的な取組を一層推進するために、指導の重点や授業改善のための具体的方策などを「授業改善推進プラン」としてまとめ、活用しています。本市では、市独自の学力向上を図るための調

査や定期考査、日常の授業観察から学習状況を分析し、夏季休業中に課題分析と授業改善策の提示を行い、2学期初めに保護者等に公表・説明を行っています。

### **(\*32) 教育アドバイザー**

本市では、経験の少ない教員の授業を直接観察し、指導・助言を行うことを目的として、学校教育に関して高い専門性をもつ元校長を配置しています。指導法の改善等について支援するほか、個々の教員が抱える悩み等の教育相談も行っています。

### **(\*33) 少人数教育**

きめ細かな指導の充実を図るため、少人数による教育を実践しています。

学級編制を少人数とする「少人数学級」と、学級編制は変えずに、特定の教科だけ少人数の学習集団で授業を行う「少人数指導」とがあります。

### **(\*34) 授業研究リーダー教員**

本市が実施している授業研究リーダー研修会を受講し、修了した教員です。この研修会を受講した教員は、各校における授業研究推進のリーダーとしての役割を担います。

### **(\*35) ICT機器**

ICT（Information and Communication Technology の略。）機器とは、コンピュータ、プロジェクタ、電子情報ボード、実物投影機、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ等を指し、学習目標を効果的に達成するための手段のひとつとなります。

### **(\*36) 授業研究リーダー研修会**

本市が実施している研修会です。児童・生徒の確かな学力の向上を図るために、授業研究の進め方や指導技術の向上を含めた授業改善に関する実践的な指導力を身に付けさせ、各校における授業研究推進のリーダーとしての役割を担う教員を育成することを目的としています。共通の研究主題のもとに、小学校(国語部会、算数部会)、中学校部会に分かれ、授業改善アドバイザーの専門的な指導を受けながら年間をとおした実践的な授業研究を進め、市内全教員に対する研究成果の普及・啓発に努めます。2月に実施する報告会は、2～4年の若手教員に向けた授業力向上をねらいとした研修の場ともなります。

### **(\*37) 理科教育推進協議会**

本市では、小・中学校の理科教育の充実を目指し、理科授業の充実（理科専科教員の配置、研修会の開催等）、学習環境の整備・活用（理科室、学校ビオトープなど）、企業・大学との連携（授業研究、指導計画の作成等）、理科に関する生涯学習の充実（サイエンスフェスタ、サイエンスクラブの開催等）について教育委員会、学校、大学、企業等で協議しています。

### **(\*38)サイエンスフェスタ**

本市の事業で、身近な実験や観察等をとおして、子どもたちが科学の不思議さ、面白さを体験し、理科への関心や学ぶ意欲を高めることを目的として、平成19年度から年1回開催しているイベントです。

小・中学校教諭、大学、企業、科学館ボランティア、土曜学校サイエンスクラブ参加の子どもたちなど、25以上の実験ブースが出展されます。

### **(\*39)特別支援教育**

心身障害教育（知的障害や肢体不自由、視覚障害、聴覚障害等）の対象とされてきた子どもたちだけでなく、通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等も含めた障害のある子どもすべての自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズ（伸ばしていきたいこと等）を明らかにし、その子どものもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善したり克服したりするために適切な指導や必要な支援を行っていく教育のことです。

学習障害(LD)…全般的な知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示します。

注意欠陥多動性障害(ADHD)…年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。

高機能自閉症…3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいいます。

### **(\*40)特別支援教育推進計画**

本市では、「願いをつなぎ・支援をつなぎ・夢につなぐ武蔵野市の特別支援教育」を基本理念として、平成21年度からの5カ年間にわたる武蔵野市の特別支援教育を推進するため、平成21年4月に策定しました。

### **(\*41)特別支援教室モデル事業**

本市では、学習障害等の発達障害のある児童を主な対象に、学習指導員が個に応じた課題を個別的に指導します。平成20・21年度は小学校3校(大野田小、千川小、井之頭小)をモデル校として指定し、実施しています。

#### **(\*42) 副籍**

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流（小・中学校の学校行事や地域行事等における交流、小・中学校の学習活動への参加等）や間接的な交流（学校・学年・学級便りの交換等）を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度です。

#### **(\*43) 都スクールカウンセラー**

不登校やいじめの問題を解決し、問題行動等の未然防止や解消のために、区市町村立中学校及び一部の小学校に配置される臨床心理士で、週 1 回、学校に派遣されています。

#### **(\*44) EMS（環境マネジメントシステム）**

環境マネジメントシステムは、計画（PLAN）→実施（DO）→点検（CHECK）→見直し（ACTION）という過程で構成するサイクルを継続することによって、環境の保全に自主的に取り組んでいくための、業務の管理システムです。

#### **(\*45) キャリア教育**

一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて必要な能力等を育てる教育です。学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感させ、学ぶ意欲を向上させるとともに、将来の社会的・職業的自立の基盤となる資質・能力・態度を育てる等を目指します。

#### **(\*46) 食育全体計画**

学校における食育は、給食の時間、特別活動、各教科等の様々な教育の内容と密接にかかわっており、その推進のためには様々な取組が求められます。このため、学校の教育活動全体の中で、計画的に体系的に食に関する指導を行っていく必要があります。

学校給食法の一部改正を受け、平成 21 年度より食に関する指導の全体計画を全校で策定しています。

#### **(\*47) 食育リーダー**

食に関する指導を推進するため、各学校では食育リーダーを設置するとともに食育推進チームを組織しています。食育リーダーには、主幹教諭、主任教諭、教諭、主任養護教諭、養護教諭、栄養教諭もしくは学校栄養職員（常勤）の内から校長が適任であると認めた教職員 1 名が選任されています。本市では、平成 20 年度から全校に食育リーダー及び食育推進チームを設置しています。

#### **(\*48) 研究指定校制度**

本市では、教育委員会の教育目標及び指導の重点の達成を目指し、各学校・園が課題解決のために行う校内研究に対して、教育委員会が教育課題研究開発校及び教育研究奨励校を指定してその研究を支援する制度です。本市の学校教育の充実及び進行に資することを目的としています。

#### **(\*49) 学校関係者評価**

保護者や地域住民等の学校関係者が、学校の自己評価の結果を点検評価することをいいます。

自己評価の結果を公表・説明することによって、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深めて、学校運営の改善への協力を促進します。

本市では平成 21 年度から実施し、各学校の開かれた学校づくり協議会がその役割を担っています。

#### **(\*50) 異校（園）種間連携**

一人ひとりの子どもに対する継続した指導や支援を実現するため、幼稚園・保育園、小学校、中学校等の相互のつながりや連携が大切です。このため、本市では、異校（園）種間の連絡会や研修会を実施し、発達段階に応じたカリキュラムの工夫や生活指導上の諸問題の解決を図っています。

#### **(\*51) 中学校ブロック小中合同研修会**

本市の小・中学校では、中学校区ごとの小中合同研修会を年間2～3回実施しています。異なる校種の授業観察を相互に行うことで学習指導上の課題を明らかするとともに、全体会や分科会協議をとおして校区ごとの課題解決策を検討する取組を行なっています。

#### **(\*52) 異校（園）種間の連絡会**

異校（園）種間連携を目的として幼稚園・保育園、小学校、中学校間で実施している連絡会。

#### **(\*53) 校内 LAN**

学校内に整備する情報通信ネットワークのこと。校内LAN (Local Area Network) の整備により学校内の情報の共有化が促進され、普通教室等でデジタル教材等を使用した学習が可能となります。

# 武蔵野市学校教育計画

(平成 22 年度～26 年度)

発行年月 平成 22 年 3 月  
発行 武蔵野市教育委員会  
武蔵野市緑町 2 丁目 2 番 28 号  
編集 武蔵野市教育委員会教育企画課  
電話 (0422) 60-1894 (直通)